

平成 18 年第 2 回にかほ市議会定例会会議録（第 1 号）

1、平成 18 年 3 月 2 日第 1 回にかほ市議会定例会がにかほ市象潟公民館 2 階大ホールに招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	佐々木	勇	2 番	黒田	直孝
3 番	佐々木	春男	4 番	竹内	睦夫
5 番	飯尾	明芳	6 番	荘司	範彦
7 番	佐藤	元	8 番	斎藤	和夫
9 番	池田	甚一	10 番	板垣	英雄
11 番	宮本	久美子	12 番	工藤	久市
13 番	加藤	照美	14 番	長谷川	誠
15 番	佐々木	正雄	16 番	佐々木	正勝
17 番	竹内	賢	19 番	池田	好隆
20 番	梶原	澄夫	21 番	伊藤	知
22 番	佐々木	正己	23 番	村上	次郎
24 番	山田	明	25 番	高橋	二郎
26 番	飯尾	善紀	27 番	佐々木	弥四夫
28 番	佐藤	功	29 番	佐藤	文昭
30 番	小川	正文	31 番	本藤	敏夫
32 番	佐藤	範義	33 番	菊地	衛
34 番	宮崎	信一	35 番	伊藤	晃
36 番	須田	鉄郎	37 番	佐々木	元
38 番	齋藤	信義	39 番	池田	敏郎
40 番	佐々木	正明	41 番	市川	雄次
42 番	佐々木	栄	43 番	佐々木	春男
44 番	須田	金一	46 番	佐々木	正勝
47 番	榊原	均			

1、本日の出席議員（ 45 名 ）

1 番	佐々木	勇	2 番	黒田	直孝
3 番	佐々木	春男	4 番	竹内	睦夫
5 番	飯尾	明芳	6 番	荘司	範彦
7 番	佐藤	元	8 番	斎藤	和夫
9 番	池田	甚一	10 番	板垣	英雄
11 番	宮本	久美子	12 番	工藤	久市

13 番	加 藤 照 美	14 番	長 谷 川 誠
15 番	佐 々 木 正 雄	16 番	佐 々 木 正 勝
17 番	竹 内 賢	19 番	池 田 好 隆
20 番	梶 原 澄 夫	21 番	伊 藤 知
22 番	佐 々 木 正 己	23 番	村 上 次 郎
24 番	山 田 明	25 番	高 橋 二 郎
26 番	飯 尾 善 紀	27 番	佐 々 木 弥 四 夫
28 番	佐 藤 功	29 番	佐 藤 文 昭
30 番	小 川 正 文	31 番	本 藤 敏 夫
32 番	佐 藤 範 義	33 番	菊 地 衛
34 番	宮 崎 信 一	35 番	伊 藤 晃
36 番	須 田 鉄 郎	37 番	佐 々 木 元
38 番	齋 藤 信 義	39 番	池 田 敏 郎
40 番	佐 々 木 正 明	41 番	市 川 雄 次
42 番	佐 々 木 栄	43 番	佐 々 木 春 男
44 番	須 田 金 一	46 番	佐 々 木 正 勝
47 番	榊 原 均		

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	竹 内 享 一	参 事	佐 藤 正
庶 務 係 長	藤 谷 博 之	主 査	佐 々 木 美 佳

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	教 育 長	三 浦 博
総 務 部 長	須 田 正 彦	市 民 部 長	笹 森 和 雄
産 業 建 設 部 長	金 子 則 之	象 潟 市 民 サービス センター 長	松 野 勝 弘
仁 賀 保 市 民 サービス センター 長	阿 部 五 郎	金 浦 市 民 サービス センター 長	三 浦 忠 彦
教 育 次 長	佐 藤 定 夫	ガ ス 水 道 局 長	宮 崎 俊 雄
消 防 長	高 橋 誠	総 務 課 長	斎 藤 隆 一
財 政 課 長	佐 藤 好 文	税 務 課 長	佐 藤 縫 子
情 報 シ ス テ ム 課 長	池 田 史 郎	収 入 役 室 長 収 入 役 職 務 代 理 者	斎 藤 乃 里 子

選挙管理委員会 事務局 長	佐藤正記	国体推進室長	佐々木秀明
市民課長	木内利雄	生活環境課長	佐藤 侑
清掃センター長	柴田正彦	健康福祉課長	阿部洋子
福祉事務所長	佐藤秀男	農林課長	大場久
農漁村整備課長	伊藤賢二	商工課長	斎藤芳克
観光課長	長谷山良	建設課長	佐藤家一
都市整備課長	阿部誠一	下水道課長	佐々木義明
教育委員会 学校教育課長	佐藤和広	社会教育課長	斎藤 俊
文化財保護課長	安倍 溥	仁賀保公民館長	岩井敏一
象潟公民館長	佐藤文一	フェライト子ども 科学館長	森 浩一
白瀬記念館長	佐藤金矢	象潟体育館長	斎藤 弘
管理課長	本間正志	事業課長	須田登英雄
熱量変更推進室長	小柳伸光	消防署長	下居和夫
消防総務課長	中津博行	消防予防課長	佐藤松雄
監査委員	小松欽一		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成18年3月2日(水曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 市政の基本方針説明
- 第5 議案第2号 本荘由利広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び本荘由利広域市町村圏組合同規約の変更について
- 第6 議案第3号 本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分について
- 第7 議案第4号 本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の一部変更について
- 第8 議案第5号 冬跡・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて
- 第9 議案第6号 にかほ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定について
- 第10 議案第7号 にかほ市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定について
- 第11 議案第8号 にかほ市国民保護協議会条例制定について

- 第12 議案第9号 にかほ市地域振興基金条例制定について
- 第13 議案第10号 にかほ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例制定について
- 第14 議案第11号 にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第12号 にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第13号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第14号 にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第15号 にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第16号 にかほ市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例制定について
- 第20 議案第17号 にかほ市教育研究所設置条例制定について
- 第21 議案第18号 にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 第22 議案第19号 にかほ市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第23 議案第20号 象潟ねむの丘条例制定について
- 第24 議案第21号 にかほ市温泉保養センターはまなす条例制定について
- 第25 議案第22号 にかほ市農業委員会委員の定数等に関する条例制定について
- 第26 議案第23号 にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第27 議案第24号 市道路線の廃止について
- 第28 議案第25号 市道路線の変更について
- 第29 議案第26号 にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて
- 第30 議案第27号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第31 議案第28号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第32 議案第29号 平成17年度仁賀保町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第33 議案第30号 平成17年度仁賀保町国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第34 議案第31号 平成17年度仁賀保町国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第35 議案第32号 平成17年度仁賀保町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第36 議案第33号 平成17年度仁賀保町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第37 議案第34号 平成17年度仁賀保町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第38 議案第35号 平成17年度仁賀保町ガス事業会計決算認定について
- 第39 議案第36号 平成17年度仁賀保町水道事業会計決算認定について
- 第40 議案第37号 平成17年度金浦町一般会計歳入歳出決算認定について

- 第41 議案第38号 平成17年度金浦町育英資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 第42 議案第39号 平成17年度金浦町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第43 議案第40号 平成17年度金浦町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第44 議案第41号 平成17年度金浦町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第45 議案第42号 平成17年度金浦町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第46 議案第43号 平成17年度金浦町ガス事業会計決算認定について
- 第47 議案第44号 平成17年度金浦町水道事業会計決算認定について
- 第48 議案第45号 平成17年度象潟町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第49 議案第46号 平成17年度象潟町旅客鉄道業務受託事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第50 議案第47号 平成17年度象潟町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第51 議案第48号 平成17年度象潟町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第52 議案第49号 平成17年度象潟町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第53 議案第50号 平成17年度象潟町観光施設整備特別会計歳入歳出決算認定について
- 第54 議案第51号 平成17年度象潟町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 第55 議案第52号 平成17年度象潟町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第56 議案第53号 平成17年度象潟町ガス事業会計決算認定について
- 第57 議案第54号 平成17年度象潟町水道事業会計決算認定について
- 第58 議案第55号 平成17年度仁賀保地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第59 議案第56号 平成17年度仁賀保地区衛生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第60 議案第57号 平成17年度仁賀保地区衛生施設組合公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第61 議案第58号 平成17年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）
- 第62 議案第59号 平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）
- 第63 議案第60号 平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）
- 第64 議案第61号 平成17年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 第65 議案第62号 平成17年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 第66 議案第63号 平成17年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第67 議案第64号 平成17年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）
- 第68 議案第65号 平成17年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第69 議案第66号 平成18年度にかほ市一般会計予算
- 第70 議案第67号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算
- 第71 議案第68号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算
- 第72 議案第69号 平成18年度にかほ市老人保健特別会計予算
- 第73 議案第70号 平成18年度にかほ市簡易水道特別会計予算
- 第74 議案第71号 平成18年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算

第75 議案第72号 平成18年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算

第76 議案第73号 平成18年度にかほ市観光施設整備特別会計予算

第77 議案第74号 平成18年度にかほ市ガス事業会計予算

第78 議案第75号 平成18年度にかほ市水道事業会計予算

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 議

議長（榑原均君） ただいまの出席議員は45名です。定足数に達しておりますので、会議は成立します。ただいまから、平成18年第2回にかほ市議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

日程に入る前に、地方自治法第121条の規定によって、代表監査委員として小松監査委員の出席をいただいておりますので御報告いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第79条の規定によって7番佐藤元議員、8番齋藤和夫議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。議会運営委員長の報告を求めます。29番佐藤文昭議員。

【議会運営委員長（29番佐藤文昭君）登壇】

議会運営委員長（佐藤文昭君） おはようございます。それでは、平成18年第2回にかほ市議会定例会招集の告示を受け、去る2月23日に議会運営委員会を開催しましたので、その御報告をいたします。

総務部長の出席を求め、議案の件数及び若干の内容の説明をいただき、会期日程、議案の付託等について協議しました。会期は本日3月2日から24日までの23日間として提案しております。議案の件数及び市内の小中学校の卒業式を考慮しましても、この日程で審査をお願いしたいと思います。

この定例会では、平成17年度の旧町の決算並びに消防、衛生施設組合の決算審査が行われます。

去る1月31日開催の全員協議会において、旧町の決算審査については、決算特別委員会を設置し、その中に旧町の議員で構成する旧仁賀保町決算特別小委員会、旧金浦町決算特別小委員会、旧象潟町決算特別小委員会をそれぞれ設け、旧町の決算を審査することで申し合わせをしております。

また、旧消防、旧衛生施設組合の決算審査については、旧消防組合議会議員で構成する旧消防組合決算特別小委員会、旧衛生施設組合決算特別小委員会を設置して、その中で審査をお願いしたいと思います。

決算特別委員会の日程につきましては、合併に伴い、旧町の決算は4月から9月までの半年間と

いう年度途中の決算であることから、旧町の決算審査を3月13日と14日の2日間、一部事務組合の決算審査を3月16日の午後の1日間の計3日間を予定しておりますので、何とぞ御協力のほどよろしくをお願いいたします。

今回の予算は、にかほ市発足以来、本格的な当初予算であることから、予算審査に時間をかけていただきたいと考えております。

なお、旧町の決算に対する質疑については、旧町の議員による決算特別小委員会が設置されることから、ほかの旧町の決算に質疑のある方は、各決算特別小委員長に質疑通告書を提出して下さるよう、御理解、御協力のほどをよろしくをお願いいたします。

また、予算の審査についても申し合わせのとおり、一般会計予算特別委員会を設置し、その中で審査することにしたいと思います。

会期中の委員会日程表は3月9日委員会に付託された後、各委員会を開催し、日程を決めて事務局に提出してください。

また、委員会報告書及び陳情等に伴う意見書案は、3月23日午後3時まで事務局に提出してください。

なお、在任期間中としては、最後の定例会であることから、常任委員会からの閉会中の継続審査、調査の申出書等は予想されませんが、議会広報編集委員会及び議会運営委員会の閉会中の審査が予想されますので、3月23日午後3時まで事務局に提出してください。

また、今回は定例会でありますので、追加議案が提出される場合もあります。その節は追加の上、御審議を願うことになります。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（榊原均君）これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君）異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月24日までの23日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

去る2月6日月曜日、加藤光裕前議員から辞職願が提出され、翌日2月7日火曜日に地方自治法第126条の規定により辞職願を許可しておりますので、御報告いたします。

日程第4、市政の基本方針説明を行います。これを許します。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君）おはようございます。きょうからの3月定例市議会、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

それでは、新年度に臨む市政運営の基本方針について申し上げます。

初めに、18年度の予算編成であります。

18年度一般会計予算の総額を132億500万円と決めました。旧3町の17年度当初予算の合計額と比較して3.6%増となっております。

歳入では、市税を29億6,045万円、国県支出金を17億8,922万円、地方交付税を45億円と見込んでおります。また、歳入の不足分を補う臨時財政対策債は4億9,400万円、旧町から持ち寄った財政調整基金などを取り崩した繰入額は5億4,900万円となっております。

歳出では、人件費が29億528万円で、これは旧3町の17年度当初予算における人件費の合計額に比較し6.9%の減となっております。扶助費は19億4,662万円、公債費は22億1,859万円で、義務的経費が53.5%を占めております。投資的経費は15億1,868万円となっております。

予算編成に当たっては、国の三位一体の改革による補助金の廃止や縮減、地方交付税の抑制や臨時財政対策債の削減など、厳しい財政環境の中で、行財政改革の推進と健全財政の維持を基本姿勢としながら、にかほ市の基本理念である「夢あるまち」「豊かなまち」「元気なまち」の実現を目標に、産業振興や福祉の充実、そして教育環境の整備など、真に市民が必要とするサービスの提供と向上を図るために、十分な成果や効果が期待できるものに重点化し、積極的な予算編成を行ったつもりでございます。

しかし、同じような事務事業であっても旧3町においては違いもあり、これからの課題として、市民の理解を得ながら調整していくことが必要であります。

また、合併後最初の予算編成であるため、合併協議会における協定項目などを踏まえ、合併効果の1つであるスケールメリットを生かしながら、経費の節減に努めたところであります。

次に、市民の皆さんに約束した6分野90項目にわたる施策についてであります。

行政の進め方については、各種事業の計画策定段階から、市民と行政が協働する仕組みの1つとして、住民などによる検討委員会を設置するための予算を、各事業ごとに措置しております。

また、町内会やボランティア団体などが、みずから進んで取り組む地域づくりを支援する「協働のまちづくり補助金 - 夢いきいき21マイタウン事業 - 」を創設しております。

これまでの行政主導のまちづくりから、あらゆる機会をとらえ、市民の皆さんやボランティア団体などと行政が連携する協働体制を強化し、住民参加型のまちづくりへシフトしてまいります。

合併協定に対する取り組みについては、文化施設の早期建設を目指して、市民などによる文化施設建設検討委員会 - 仮称でございますが - を設置し、建設する場所を含めて、具体的な施設整備の検討を進めてまいります。

また、にかほ市総合発展計画、国土利用計画、地域福祉計画を18年度中に策定します。防災計画については、19年度の策定を目指して準備作業に入ります。

次に、安全・安心な暮らしと環境づくりについてでございます。防災計画を19年度に策定するため、各種の調査を行うとともに、各界の代表・有識者・公募による市民代表から成る市民会議を開催し、市民の意見を反映した計画にしたいと考えております。

また、18年度には、火山災害に対する啓発を行うため、鳥海山火山防災マップを作成し、全戸配付いたします。

旧3町間の連絡を強化する道路整備については、中野・前川線の調査を行います。

また、生活道路網の整備については、役場1・2号線、釜ヶ台10号線の改良を行うほか、各地区から要望されている中で、優先度の高い箇所維持補修や改良を行ってまいります。

豊かな地域福祉の実現については、子育て支援の積極的な取り組みや、高齢者が安心して生き生きと暮らせる環境づくりを進めるために、専任の部署としてすくすく子育て支援課といきいき長寿支援課の2課を新設します。

それに伴い、市民部を市民部と健康福祉部の2部に分割し、多様化する行政需要に専門性を高め、きめの細かい行政サービスを提供してまいります。

また、子育て支援するために、民生費・児童福祉費に予算総額の9.1%を配分し、保育料や乳幼児医療費などの保護者負担の軽減を図ります。

高齢者支援については、福祉・介護・保健・医療の分野に、それぞれの所要の予算を配分いたしました。

また、地域福祉計画を18年度中に策定するため、市民の皆さんによる策定委員会を設置してまいります。

産業の育成と支援については、農林課の生産振興係を集落営農推進係に名称を変更するとともに、係員を増員して、19年度から新たに始まる経営安定対策に対応するため、JA秋田しんせい農協と連携しながら、集落営農など経営体の強化を図るために積極的に支援してまいります。

また、産業建設部を産業部と建設部の2部に分割し、それぞれ分野が異なるさまざまな行政需要に対応してまいります。

なお、こうした機構改革にあわせて、各サービスセンター長については、これまでの部長級から課長級の職員を配属します。

観光振興については、5年後の年間観光客を300万人、宿泊客数を30万人にすることを目標に、中・長期的な観光振興プランを策定する観光振興検討委員会（仮称でございます）を設置し、新たな商品開発を進めながら、誘客活動を高めてまいります。

次世代の育成支援については、市内小・中学校の教育に関する調査研究と、教職員の資質向上を図るために教育研究所を設置します。所員として秋田県教育庁から指導主事1名を招聘することにしております。

また、スポーツ振興を図り、スポーツによる健康で元気なまちづくりを進めるために、社会教育課の社会体育係を発展的に改組し、スポーツ振興課を設置いたします。

保健事業などと連携し、体力づくりや健康増進など、市民総健康づくりに取り組んでまいります。

象潟中学校の建てかえ事業については、18年度、19年度の2ヵ年事業で建設するための予算を計上しております。

学校建設については、全国的にはもちろん、県内においても要望が多く、激しい採択競争となっておりますので、18年度の採択に向けて、国、県に対し強力に働きかけや陳情を行っているところです。

現在、18年度採択を高めるために、体育館などの建設を国の17年度補正事業で採択してもらえよう働きかけをしているところであり、近日中に結論が出るようになっております。

したがって、採択された場合は、17年度の補正予算を今定例会に追加提案したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

仁賀保中学校の建てかえについては、18年度に市民や教職員、PTA関係者などによる建設検討委員会（仮称）を設置し、釜ヶ台中学校との統廃合を含め、市民の意見を尊重しながら準備を進めてまいります。

また、路線バスで通学している児童生徒で、保護者が一部負担している通学費については、子育て支援を強化することなどから、すべて市が負担する予算を計上しております。

その他、各分野ごとの主要事業は、配付資料のとおりとなっております。

最近の市政について報告いたします。

国内の経済情勢は、各種の経済指標や数値が示すように、緩やかな回復過程にあると言われておりますが、地方においては、依然として停滞と混迷から抜け出すことができず、厳しい局面が続いております。本市においては、TDKの業績好調や八木電子の製造部門の増設、テクトと台湾企業との商談成立など、明るいニュースがあったものの、市全体の商工業の動向は依然として厳しい状況にあります。

次に、雇用の状況であります。

厚生労働省は昨年12月、全国平均の有効求人倍率が13年ぶりに1.0倍を回復したと発表しました。しかしながら、職種別、地域別格差は大きく、八口ワーク本荘管内での有効求人倍率は0.54倍であり、対前年同月比も0.03ポイントの下降となっており、依然として厳しい状況が続いております。

なお、1月末現在、にかほ市民の求職登録者数は349人となっております。

また、にかほ市民の子弟で、本荘由利管内の高校を3月に卒業する就職希望者は77人で、2月20日現在の就職内定者は73人となっております。

17年度の市税の状況について申し上げます。1月末の調定額、これは10月1日以降でございますが、個人市民税が3億6,850万円、法人市民税が2億4,444円、固定資産税が5億1,284万円となっております。

次に、18年度の市税の見込みについてであります。個人市民税が8億2,000円、法人市民税が4億6,300万円、固定資産税が14億5,400万円で、市税全体では、旧3町の17年度当初予算の合計額に比較し、0.5%、1,400万円増の29億6,045万円を見込んでおります。

金浦大竹地区で共済ヘルスセンター、通称金浦温泉を運営する秋田県共済生活協同組合から、同施設の営業を2月末日をもって廃止するとの届け出がありました。市としては、組合と締結している土地賃貸借契約の取り扱いや、同施設の今後の活用方法などについて検討を進めております。

山形県庄内町の有限会社最上川ファームが、遊佐砕石工業が岩石を採取した跡地30万平方メートルを取得し、養豚事業を行う計画があり、2月20日に市に対して事前の説明がありました。計画施設の下流域には、水道水の地下水源があることや、においなどが懸念され、市民の不安も大きいと思われることから、市としても慎重に検討をしております。

昨年12月上旬からの降雪は、12月としては数十年ぶりの積雪を記録し、本市においても災害対

策本部を設置しながら、市民生活の安全と安心を確保するために、各種の対策を講じてきたところ
であります。2月10日以降については、平年並みの降雪・積雪状況になったことから、2月17日に
災害対策本部から警戒本部へと移行いたしました。

災害対策本部が把握している除雪の依頼が161件、苦情の数が20件、町内会や集落が組織した除
雪支援チームの出動が9件、市役所職員による除雪チームの出動が3件となっております。

農業施設の被害は、パイプハウスの倒壊が12件で、504万5,000円の被害額となっております。
ほかに、作業小屋の倒壊が2件、車庫の倒壊が1件報告されております。

除雪費については、2月20日現在で1億250万円、78.2%の執行状況となっております。

今季の降雪関連の事故としては、地下水による消雪設備のある道路などで道路の陥没が発生し、
通行車両がパンクする事故などが15件発生しました。市が加入している総合賠償保険で対応するこ
ととし、現在、示談書の取り交わしなどの手続を行っております。協議が調い次第、今定例会に損
害賠償の額を定める議案を追加提案したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

協働のまちづくりを推進するために、旧象潟町が合併以前から進めてきた「夢いきいき21マイタ
ウン事業」については、町内会やボランティア団体から15件の申請があり、実施額は153万6,000
円となっております。ハード事業も対象としていることから、申請の中には、集落の通称赤道と言わ
れる道路整備も含まれています。にかほ市として新たに創設しておりますので、大いに活用してい
ただくことを期待しています。

18年度の地区要望を取りまとめたところ、67町内会・集落から229件の要望がありました。最も
多かったのが建設課関係の126件で、全体の55%となっております。所管ごとに検討を加え、2月6
日付で回答書を送付いたしました。要望のすべてを直ちに解決できるものではありませんが、課題
解決に向けてさらに検討を進めてまいります。

男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画講演会を3月22日に開催する計画で準備を進め
ています。講師は、NHK秋田放送局の小山径アナウンサーを予定しております。

介護保険の保険者である本荘由利広域市町村圏組合において、18年度から20年度までの第3期
介護保険事業計画を策定しています。この中で、介護保険の円滑な運営を図るために、65歳以上の
方の保険料負担率が18%から19%に変更される予定です。低所得者に対する配慮は行われますが、
月額にして1,000円程度の負担増になる見込みであります。

秋田わか杉国体の準備状況については、サッカー競技、空手道競技とも順調に準備が進められて
おります。

国体開催1年前の本年は、国体運営を万全なものにするために、それぞれリハーサル大会が行わ
れます。サッカー競技については、全国社会人サッカー選手権大会が、10月13日から18日までの
6日間、空手道競技については東北高等学校空手道選手権大会が、6月23日から25日までの3日間
開催されます。大会運営に当たっては、多くの市民の皆さんの参加と協力をいただきながら、全国
から参加する皆さんを温かくお迎えし、触れ合いと友情の輪を広げるとともに、にかほ市の文化・
観光などを全国に紹介する機会にしたいと考えております。

18年産米の生産目標数量が配分されました。秋田県全体では、前年に比較し1.1%減の配分でし

たが、本市の場合は、良質米生産に積極的に取り組んでいることなどが評価され、前年より202トン、率にして1.6%増の1万2,944トンの配分となっております。これを受けて、旧3町ごとの水田農業推進協議会を開催し、各農家に今年の生産目標数量などを配分したところであります。

なお、転作配分率は、仁賀保地区が27.6%、金浦地区が27.3%、象潟地区が29.9%となっております。

大雪によって被害を受けた農業施設の復旧については、農業関係制度資金を利用される農家に対しては、秋田県、にかほ市及び融資機関の三者が協調して、利子負担がないように助成を行います。

なお、施設周辺の除雪のために、引き続き歩道用除雪機の貸し出しを行っております。

漁業の状況ですが、17年の水揚げ量は2,656トン、水揚げ高は11億6,900万円で、昨年と比較して488トンの減、8,400万円の減収となっております。主な要因としては、ハタハタの水揚げ量が190トンの減少、小型底びき網の水揚げ量が180トンの減少などが大きく影響しております。

一方、アワビの水揚げ量は1,942キログラム増の1万423キログラムとなっております。

旧3町の観光協会の合併を目指す、第2回観光協会合併協議会が、1月23日に開催され、合併期日を18年6月1日、名称を財団法人にかほ市観光協会、事務所の位置をにかほ市象潟町に置くことなどについて確認されております。現在、定款や事業内容の検討を進めており、行政としても側面からの支援を行ってまいります。

にかほ市温泉保養センターはまなすと象潟ねむの丘の運営については、地方自治法の規定に基づく指定管理者制度を導入するため、今定例会に関係条例(案)を提案しておりますので、よろしくお願いをいたします。

株式会社金浦観光開発公社の臨時株主総会と取締役会が、1月17日に開催され、にかほ市長が代表取締役に選任され、就任いたしました。

17年の観光客の入り込み状況は、対前年比5.4%の減で、171万人となっております。花見シーズン中の天候が不順だったことや長引く不況が大きな原因と考えられますが、一方で、中島台レクリエーションの森は、県内外から3万人を超える観光客が訪れるなど、人気スポットとなっております。

国指定史跡由利海岸波除石垣が、水産庁の行った「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」に選定されました。百選は、都市と漁村の交流を深めるねらいで実施されたものであり、ブルー・ツーリズムとリンクした観光資源の1つになるものと期待をしております。

地方特定道路整備事業として整備している金浦大竹線については、2月14日に舗装工事の入札を行い、工期を3月17日として契約を締結しております。

また、仁賀保庁舎前の役場1・2号線につきましては、1号線側100メートル、2号線側28メートルの区間について、3月17日を工期に、工事は順調に推移しております。

象潟中学校と給食共同調理場の建てかえに伴う用地造成工事が、12月20日に完了いたしました。造成面積は3万7,500平方メートルであります。

フェライト子ども科学館のファンタジーシアター映像装置のリニューアルが1月31日に完成し、2月1日から新しい映像を提供しています。

第39回白瀬中尉をしのぶ集いが1月28日に開催されました。保育園児や小・中学生、市民、約500人が白瀬南極探検隊記念館から金浦公民館までの2.5キロメートルを行進いたしました。この後、国立極地研究所の工藤栄助教授による「南極の四季」と題した記念講演が行われました。

ガスの熱量変更事業の準備作業については、需要家のガス器具の保有数や使用状況、排気筒などの状況調査が2月25日に終了し、必要となる部品の種類や数量を準備するための作業に入っております。

機器の部品交換や調整は、東北地区のガス事業者の協力を得ながら、9月11日から3ヵ月間にわたって実施してまいります。

災害対応特殊ポンプ自動車C D が配備され、2月9日より出動態勢にあります。17年度の火災件数は12件で、前年と比較し1件の減となっています。また、救急件数は993件で、前年と比較し141件の増となっています。急病が最も多く672件、一般負傷、交通事故の順で続いています。

終わりに、合併記念式典を3月30日に象潟体育館で行います。合併に尽くされた方々に感謝と敬意を表するとともに、飛躍するにかほ市の建設を、市民の皆さんとともに誓い合いたいと思います。

以上で市政報告といたします。

議長（榊原均君） これで、市政の基本方針を終わります。

日程第5、議案第2号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び本荘由利広域市町村圏組合規約の変更についてから日程第78、議案第75号平成18年度にかほ市水道事業会計予算までの議案74件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、本定例会に提出しております議案の要旨について御説明を申し上げます。

議案第2号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び本荘由利広域市町村圏組合規約の変更についてでございます。共同処理する事務のうち、視聴覚教育センターに関する事務を除くことに伴い、組合規約の変更について、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案第3号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分についてでございます。議案第2号による組合の共同処理する事務の変更に伴い、財産処分については、由利本荘市にすべて帰属することとするため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第4号本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の一部変更についてでございます。介護保険制度の改正に伴い、地域支援事業が新たに介護保険事業として実施されることになり、事務委託に関する規約の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第5号冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについてでございます。冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画に除雪機械の導入事業を新たに加えることについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 6 号にかほ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定についてでございます。地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の情報を公表することが義務づけられたため、条例を制定するものでございます。

議案第 7 号にかほ市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定についてでございます。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い、条例を制定するものでございます。

議案第 8 号にかほ市国民保護協議会条例制定についてでございます。同じように、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い条例を制定するものでございます。

議案第 9 号にかほ市地域振興基金条例制定についてでございます。市民の連帯の強化や地域振興を図ることを目的に、基金の設置に関する条例を制定するものでございます。

議案第 10 号にかほ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例制定についてでございます。地方自治法の規定に基づき、指定管理者制度を導入するため、条例を制定するものでございます。

議案第 11 号にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定についてでございます。組織の一部を見直し、迅速な事務処理と効率的な行政運営を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 12 号にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定でございます。象潟中学校建設事業など事務量の増に伴い、各事務部局における職員の定数を変更する必要がある、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 13 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定でございます。国及び県人事委員会の勧告に準じ、一般職の職員の給与について条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 14 号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定でございます。地方公営企業法の規定に基づく企業管理者を設置するに当たって、給与等の支給に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

議案第 15 号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定でございます。新たな条例の制定に伴い、非常勤の特別職の委任の追加がありますので、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 16 号にかほ市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例制定でございます。平成 18 年 4 月 1 日から、障害者自立支援法が制定されることから、障害者自立支援認定審査会委員の定数等を定める必要があり、条例を制定するものでございます。

議案第 17 号にかほ市教育研究所設置条例制定についてでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、にかほ市教育研究所を設置するため、条例を制定するものであります。

議案第 18 号にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてでございます。国の火災予防条例準則の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 19 号にかほ市消防手数料条例の一部を改正する条例制定についてでございます。政令の一

部改正に準じて条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 20 号象潟ねむの丘条例制定についてでございます。象潟ねむの丘の管理運営について、指定管理者制度を導入するため、旧町からの暫定条例を廃止し、新たに条例を制定するものでございます。指定管理者に関する条項以外、従前の条例とは内容は変わっておりません。

次に、議案第 21 号にかほ市温泉保養センターはまなす条例制定についてでございます。温泉保養センターはまなすの管理運営については、指定管理者制度を導入するため、旧町からの暫定条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。指定管理者に関する条項を盛り込み、従前の条例に対し、利用料の上限に一部変更を加えたものとなっております。

議案第 22 号にかほ市農業委員会委員の定数等に関する条例制定についてでございます。農業委員会等に関する法律の規定に基づき、次の選挙から適用される農業委員会の選挙による委員の定数等を定めるため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第 23 号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてでございます。合併に伴い、道路法に規定する所在地区分が変更となり、道路占用料の改定が必要となることから、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 24 号市道路線の廃止についてでございます。象潟中学校用地造成工事に伴い、市道路線を廃止するものであります。

議案第 25 号市道路線の変更についてでございます。象潟中学校用地造成工事に伴い、市道路線の一部変更するものでございます。

議案第 26 号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについてでございます。簡易水道事業の運営のため、平成 18 年度一般会計から同特別会計に 1,200 万円を限度に繰り入れするものでございます。

議案第 27 号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについてでございます。公共下水道事業の推進のため、平成 18 年度一般会計から同特別会計に 6 億 1,300 万円を限度に繰り入れするものでございます。

議案第 28 号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについてでございます。農業集落排水事業の推進のため、18 年度一般会計から同特別会計に 2 億 3,700 万円を限度に繰り入れするものでございます。

議案第 29 号平成 17 年度仁賀保町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。地方自治法施行令第 5 条第 3 項の規定によって、合併前の旧 3 町の各会計決算について、議会の認定をお願いするものでございます。歳入総額 31 億 8,911 万 8,000 円、歳出総額 28 億 4,972 万 4,000 円、実質収支額は 3 億 3,939 万 4,000 円であります。

議案第 30 号平成 17 年度仁賀保町国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 5 億 3,768 万 5,000 円、歳出総額 4 億 2,637 万 3,000 円、実質収支額は 1 億 1,131 万 2,000 円としてあります。

議案第 31 号平成 17 年度仁賀保町国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 1 億 7,610 万 3,000 円、歳出総額 7,997 万 4,000 円、実質収支額は 9,612 万 9,000 円であります。

議案第 32 号平成 17 年度仁賀保町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 5 億 8,740 万円、歳出総額 5 億 3,165 万 2,000 円、実質収支額は 5,574 万 8,000 円であります。

議案第 33 号平成 17 年度仁賀保町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 1 億 5,815 万 2,000 円、歳出総額 9,173 万 8,000 円、実質収支額は 6,641 万 4,000 円であります。

議案第 34 号平成 17 年度仁賀保町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 855 万円、歳出総額 605 万 8,000 円、実質収支額は 249 万 2,000 円であります。

議案第 35 号平成 17 年度仁賀保町ガス事業会計決算認定についてでございます。収益的収入及び支出については、事業収入が 6,081 万 8,014 円、事業費用が 2 億 780 万 8,108 円、資本的収入及び支出については、資本的収入が 408 万 6,195 円、資本的支出が 6,626 万 8,646 円で、不足額については、当年度分の損益勘定留保資金等で補てんしたものでございます。

議案第 36 号平成 17 年度仁賀保町水道事業会計決算認定についてでございます。収益的収入及び支出については、水道事業収入が 1 億 1,874 万 3,866 円、水道事業費用が 9,758 万 9,057 円、資本的収入及び支出については、資本的収入が 238 万 6,085 円、資本的支出が 3,815 万 1,203 円で、不足額については過年度分の損益勘定留保資金等で補てんしたものでございます。

議案第 37 号平成 17 年度金浦町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 23 億 6,719 万 3,000 円、歳出総額 20 億 5,635 万 5,000 円、実質収支額は 3 億 1,083 万 8,000 円であります。

なお、国民健康保険事業特別会計へ 1,545 万 2,843 円、簡易水道事業特別会計へ 97 万 8,846 円をそれぞれ繰り替え使用しております。

議案第 38 号平成 17 年度金浦町育英資金特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 313 万 1,000 円、歳出総額 264 万円、実質収支額は 49 万 1,000 円であります。

議案第 39 号平成 17 年度金浦町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 2 億 1,346 万 2,000 円、歳出総額 2 億 2,891 万 5,000 円、実質収支額はマイナスの 1,545 万 3,000 円であります。不足額については一般会計からの繰替使用金を充てております。

議案第 40 号平成 17 年度金浦町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 2 億 4,152 万円、歳出総額 2 億 3,373 万 1,000 円、実質収支額は 778 万 9,000 円であります。

議案第 41 号平成 17 年度金浦町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 181 万円、歳出総額 279 万円、実質収支額はマイナスの 98 万円であります。

なお、不足額については一般会計からの繰替使用金を充てております。

議案第 42 号平成 17 年度金浦町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 2,282 万円、歳出総額 1,238 万 8,000 円、実質収支額は 1,043 万 2,000 円であります。

議案第 43 号平成 17 年度金浦町ガス事業会計決算認定についてでございます。収益的収入及び支出については、事業収益が 3,834 万 6,040 円、事業費用が 1 億 387 万 7,808 円、資本的収入及び支出については、資本的収入が 141 万 3,955 円、資本的支出が 5,775 万 1,548 円で、不足額について

は、当年度分の損益勘定留保資金などで補てんしたものでございます。

議案第 44 号平成 17 年度金浦町水道事業会計決算認定についてでございます。収益的収入及び支出については、水道事業収益が 4,714 万 5,826 円、水道事業費用が 4,211 万 9,969 円、資本的収入及び支出については、資本的収入がゼロ円、資本的支出が 3,993 万 954 円で、不足額については過年度及び当該年度の損益勘定留保資金などで補てんしたものであります。

次に、議案第 45 号平成 17 年度象潟町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 32 億 9,374 万 9,000 円、歳出総額 27 億 2,037 万 2,000 円、実質収支額は 5 億 7,337 万 7,000 円であります。

また、農協集落排水事業特別会計へ 7,290 万 6,953 円を繰り替え使用しております。

議案第 46 号平成 17 年度象潟町旅客鉄道業務受託事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 120 万 9,000 円、歳出総額 95 万 5,000 円、実質収支額は 25 万 4,000 円であります。

議案第 47 号平成 17 年度象潟町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 6 億 1,693 万 2,000 円、歳出総額 5 億 1,513 万 1,000 円、実質収支額は 1 億 180 万 1,000 円であります。

議案第 48 号平成 17 年度象潟町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 6 億 5,828 万 5,000 円、歳出総額 6 億 5,561 万 4,000 円、実質収支額は 267 万 1,000 円であります。

議案第 49 号平成 17 年度象潟町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 1 億 209 万 1,000 円、歳出総額 1 億 7,499 万 8,000 円、実質収支額はマイナスの 7,290 万 7,000 円であります。

なお、不足額については、一般会計からの繰替使用金を充てております。

議案第 50 号平成 17 年度象潟町観光施設整備特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額は 6 万 3,000 円、歳出総額は 5 万 3,000 円、実質収支額は 1 万円であります。

議案第 51 号平成 17 年度象潟町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額は 8,000 円、歳出総額はゼロ円、実質収支は 8,000 円であります。

議案第 52 号平成 17 年度象潟町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 1,354 万 5,000 円、歳出総額 935 万円、実質収支額は 419 万 5,000 円であります。

議案第 53 号平成 17 年度象潟町ガス事業会計決算認定についてでございます。収益的収入及び支出については、事業収益が 7,130 万 4,354 円、事業費用が 2 億 3,479 万 5,636 円、資本的収入及び支出については、資本的収入が 2,445 万 3,275 円、資本的支出が 9,279 万 2,150 円で、不足額は当年度分の損益勘定留保資金及び引き継ぎ補てん財源等で補てんしたものでございます。

議案第 54 号平成 17 年度象潟町水道事業会計決算認定についてでございます。収益的収入及び支出については、水道事業収益が 8,020 万 4,505 円、水道事業費用が 8,059 万 3,975 円、資本的収入及び支出については、資本的収入が 41 万 550 円、資本的支出が 8,167 万 879 円で、不足額については過年度分の損益勘定留保資金などで補てんしたものでございます。

議案第 55 号平成 17 年度仁賀保地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 4 億 125 万 7,000 円、歳出総額 3 億 7,034 万 7,000 円で、実質収支額は 3,091 万円であります。

議案第 56 号平成 17 年度仁賀保地区衛生施設組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 3 億 2,794 万 1,000 円、歳出総額 1 億 4,503 万 2,000 円、実質収支額は 1 億 8,290 万 9,000 円であります。

議案第 57 号平成 17 年度仁賀保地区衛生施設組合公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 7 億 791 万 2,000 円、歳出総額 5 億 2,579 万 7,000 円、実質収支額は 1 億 8,211 万 5,000 円であります。

議案第 58 号平成 17 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）でございます。歳入歳出にそれぞれ 2 億 4,430 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 81 億 5,015 万 6,000 円とするものでございます。歳入の主なものは、地方交付税の追加、衛生施設組合の決算余剰金などでございます。歳出の主なものは、財政調整基金への積立金でございます。

議案第 59 号平成 17 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出にそれぞれ 2,644 万 4,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 3,674 万 7,000 円とするものでございます。歳入の主なものは、療養給付費交付金の追加、歳出の主なものは、退職被保険者等療養給付費の追加などでございます。

議案第 60 号平成 17 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 1 号）でございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 億 9,476 万 9,000 円と変わりはありませんが、歳出における事業の精算に伴い、その差額を基金に積み立てするものでございます。

議案第 61 号平成 17 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ 611 万 1,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 19 億 674 万 4,000 円とするものでございます。歳入の主なものは、医療費負担金過年度分の減額などでございます。歳出の主なものは、過年度精算に伴う返還金の減額でございます。

議案第 62 号平成 17 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ 370 万 1,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,815 万円とするものでございます。歳入の主なものは、一般会計からの繰入金の減額など、歳出の主なものは、予備費の減額でございます。

議案第 63 号平成 17 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ 6,084 万 1,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 1,517 万 3,000 円とするものでございます。歳入の主なものは、事業減に伴う下水道事業債及び県補助金の減額などでございます。歳出の主なものは、事業減に伴う工事請負費の減額などでございます。

議案第 64 号平成 17 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 1 号）でございます。収益的収入及び支出については、ガス事業収益予定額から 21 万 6,000 円を減額し、収益的収入の総額を 2 億 1,709 万 5,000 円、ガス事業費用予定額に 441 万 4,000 円を追加し、収益的収入の総額を 2 億 2,083 万 7,000

円とするものでございます。また、資本的収入及び支出については、資本的収入予定額から1億7,248万円を減額し、資本的収入の総額を7億1,584万8,000円とし、資本的支出から2億167万4,000円を減額し、資本的支出の総額を6億9,539万8,000円と定めるものでございます。収入の主なものは、事業減に伴う企業債の減額などでございます。支出の主なものは、事業減に伴う工事請負費の減額などでございます。

議案第65号平成17年度にかほ市水道事業会計補正予算(第1号)でございます。収益的収入及び支出については、水道事業収益予定額から385万円を減額し、収益的収入の総額を2億2,736万3,000円とし、水道事業費用予定額から408万円を減額し、収益的支出の総額を2億1,148万1,000円とするものでございます。また、資本的収入及び支出については、資本的収入予定額から1億146万円を減額し、資本的収入の総額を2億6,295万7,000円とし、資本的支出から9,077万4,000円を減額し、資本的支出の総額を4億2,556万1,000円と定めるものでございます。収入の主なものは、企業債及び工事負担金の減額などでございます。支出の主なものは、工事請負費の減額などでございます。

議案第66号平成18年度にかほ市一般会計予算でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億500万円と定めるものでございます。また、継続費、地方債及び一時借入金の借り入れ限度額等は別紙のとおりであります。歳入の主なものは、地方交付税が45億円、市税が29億6,045万9,000円などでございます。歳出の主なものは、象潟中学校建替事業費7億100万円、子育て支援対策費として児童福祉費に約1億2,000万円、国体関連に9,700万円などでございます。

議案第67号平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,187万5,000円と定めるものでございます。

議案第68号平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,520万2,000円と定めるものでございます。

議案第69号平成18年度にかほ市老人保健特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億3,850万5,000円と定めるものでございます。

議案第70号平成18年度にかほ市簡易水道特別会計予算でございます。歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ5,528万9,000円と定めるものでございます。

議案第71号平成18年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,477万3,000円と定めるものでございます。

議案第72号平成18年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,700万4,000円と定めるものでございます。

議案第73号平成18年度にかほ市観光施設整備特別会計予算でございます。鉾立にある国民保養センターの管理費であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1万3,000円と定めるものでございます。

議案第74号平成18年度にかほ市ガス事業会計予算でございます。供給戸数を6,303戸、期間供給量を509万4,300立方メートルと定め、収益的収入及び支出予定額については、事業収入を3億6,690万6,000円、事業費用を4億3,112万2,000円とし、資本的収入及び支出については、資本

的収入を6億2,758万3,000円、資本的支出を7億4,623万円と定めるものでございます。

議案第75号平成18年度にかほ市水道事業会計予算でございます。供給戸数を9,924戸、期間供給量を440万5,170立方メートルと定め、収益的収入及び支出予定額については、水道事業収入を4億6,578万7,000円、水道事業費用を4億2,501万円とし、資本的収入及び支出予定額については、資本的収入を1億4,003万8,000円、資本的支出を4億3,970万7,000円と定めるものでございます。

以上で、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部課長が行いますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

議長（榊原均君） しばらく休憩いたします。

午前11時17分 休 憩

午前11時29分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから担当部長の補足説明を行います。

議案第2号及び議案第3号について、総務部長から補足説明を求めます。総務部長。

総務部長（須田正彦君） 議案第2号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び本荘由利広域市町村圏組合規約の変更についてであります。

本荘由利広域市町村圏組合は、現在、由利本荘市及びにかほ市で組織する一部事務組合であります。合併前の旧本荘由利1市10町による一部事務組合から、引き続きこれまで15項目にわたる共同事務の処理を行ってきております。これらの事務のうち、視聴覚教育教材機器関係の貸し出し、管理等を行う視聴覚教育センターの事務については、今後由利本荘市の教育委員会で行うこととするものであります。このことに伴い、規約に規定されている事務のうち視聴覚教育センターに関する部分を削除するほか、教育委員会の設置及びこれに基づく選挙管理委員会の設置に関する条項を削除するため、規約の一部を変更するものであります。

議案第3号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてありますが、議案第2号に関連しますが、視聴覚教育センターの事務の移行に伴い、共有する機材、機器等の財産処分については、すべて由利本荘市へ帰属することとするものでありますが、にかほ市民が利用する場合の対応については、これまでどおり何ら変わらないということにいたしております。以上でございます。

議長（榊原均君） 次に、議案第4号について、市民部長から補足説明を求めます。部長。

市民部長（笹森和雄君） それでは、議案第4号本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の一部変更につきまして補足説明いたします。

このたびの介護保険制度の改正によりまして、これまで保健・福祉の分野で実施されておりました老人保健事業や介護予防、あるいは地域支え合い事業が、地域支援事業として平成18年4月から

新たに介護保険事業として実施されますことから、その事務処理を円滑に実施するため、本荘由利広域市町村圏組合への事務委託に関する規約の一部変更をお願いしているところでございます。以上です。

議長（榊原均君） 次に、議案第5号から議案第15号まで、総務部長から補足説明を求めます。部長。

総務部長（須田正彦君） 議案第5号冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについてであります。冬師・釜ヶ台辺地に係る総合整備計画は、平成17年3月に策定されており、計画期間は平成17年度から21年度までの5年間となっております。この公共施設整備計画には、電気通信施設整備事業と町道釜ヶ台10号の改良舗装事業の2つが組み込まれております。今回、この整備計画に除雪機械の導入事業を追加するために、総合整備計画を変更するものであります。

また、電気通信施設整備事業の事業費が確定したことにより、事業費と財源内訳等もあわせて減額変更をいたしております。同地区は豪雪地帯で、積雪量が約1メートル80センチほどありますが、現在の除雪機械では集落内などのきめ細かな除雪や排雪に対応できないため、サイドスライド機能も備えた汎用ブラウツきの除雪ドーザーを18年度に導入する計画となっております。

なお、県とは2月13日付で総合整備計画の変更について協議をいたしておりますが、依存はないという回答をいただいております。

続きまして、議案第6号にかほ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定についてであります。地方公務員法の一部が改正され、平成17年4月1日より、各地方公共団体において、それぞれの条例で定めるところにより、人事行政の運営等の状況を公表することが義務づけられております。この条例に盛り込む内容については、地方公務員法第58条の2第1項で、各任命権者において職員の任用、給与、勤務時間、その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護について、また、市の委託を受けている県の公平委員会に対しても、業務の状況について市長に対する報告が義務づけられるものでございます。これらの報告を受けたときは、市長は、条例に定めるところによって、毎年その報告を取りまとめ、概要及びそれらの報告を公表しなければならないことになっております。そういうことで、今回この議案第6号について条例制定をいたしたものでございます。

続きまして、議案第7号にかほ市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定についてでございます。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が、平成16年の法律第112号で定められております。国民保護法が平成16年9月17日に施行されたことを受け、国は、基本指針の策定等体制の整備を図るとともに、平成17年3月18日には県においても条例が制定され、体制の整備を図ってきているところでございます。

地方公共団体には、国民の保護のための措置として、警報の伝達、避難の指示や避難住民の誘導、救援等さまざまな役割が期待されているため、今回、同法第31条の規定により、市における国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し、必要な事項を定めるため条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第 8 号でございますけれども、にかほ市国民保護協議会条例についてでございます。国民保護法では、武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ政府が定める基本方針、地方公共団体が作成する国民の保護に関する計画及びその国民保護計画を審議する国民保護協議会などについても規定されております。今回、同法第 40 条の市町村協議会の組織についての規定を受けまして、市における国民保護協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるため、今回条例を制定いたしましたものでございます。

なお、県においては、平成 17 年 3 月 18 日に条例を制定し、17 年度内の完成を目指し、秋田県国民保護計画の策定に努めております。にかほ市といたしましても、平成 18 年度中の国民保護計画の策定を予定しているところでございます。

議案第 9 号にかほ市地域振興基金条例制定についてでございます。市民の連帯強化や均衡ある地域の振興を図ることを目的とした事業の経費を財源に充てるため、地域振興基金を設立するものでございます。その管理や処分の方法についても定めています。基金の額については、予算で定めることとしておりますが、合併特例債をその財源として積み立てるものでございます。合併特例債を財源とすることについては、市町村の合併の特例に関する法律第 11 条の 2 で規定され、合併が行われた年度及びそれに続く 10 年度に限り合併特例債を財源として積み立てができることとなっております。その額については、国で示した算出方法によって定められておりますが、にかほ市の場合、18 億円を上限に積み立てすることができますが、合併協議のまちづくり計画に位置づけがされておるところでございます。

なお、この基金の性質は果実運用型の基金とされていることから、運用益、いわゆる利息を目的達成のための事業に充当することができることとなっております。この合併特例債は充当率が 95% で、その元利償還金の 70% が 5 年度の地方交付税の基準財政需要額算入されることとなっております。なお、今回、当初予算で 3 億円の基金の積み立てを予算計上いたしておるところであります。

議案第 10 号にかほ市公の施設に係る指定管理者の指定を手續等に関する条例制定についてでございます。

指定管理者制度については、さきの議会で一般質問にお答えする形で説明いたしておりますので割愛させていただきますが、にかほ市の公の施設のうち、象潟ねむの丘、金浦温泉保養センターはまなすの 2 施設について指定管理者制度を導入するため、地方自治法第 244 の 2 の規定に基づき指定管理者の指定に関する手續等について必要な事項を定めるためこの条例を制定したものでございます。

指定管理者の指定に当たっては、同じく本定例議会に議案とさせていただいております 2 施設について、旧町からの暫定の条例を廃止し、新たに指定管理者に関する条項を盛り込んだ条例を制定する必要があるということで、第 20 条、21 条に議案のほうに提案させていただいておりますが、この指定の手續等に関する条例に基づき、指定管理者の候補者を選定し、6 月の議会までは指定管理者の指定の議案を議会のほうに提案させていただく予定でございますので、よろしく願い申し上げます。

議案第 11 号にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定についてでございます。組織機構につき

ましては、行政サービスの向上を図る観点から、逐次精査の上、また、市民の皆様の御意見をお聞きしながら、見直しが必要と考えられる場合は積極的に見直し、多様化する行政需要に的確に対応できる、また、迅速で効率的な行政運営の確立に努めていかなければならないものと考えております。こうしたことから、より専門性を高めるため、業務の一元化を図り、迅速な意思決定と事務処理が円滑に行われるように、市民部を市民部及び健康福祉部に、産業建設部を産業部及び建設部にそれぞれの部を分割し、よりきめ細かな行政サービスを提供できる組織とするため、今回条例の一部を改正するものでございます。

議案第 12 号でございます。にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定についてでございますけれども、象潟中学校の建設事業など業務量が増加する部局における職員の定数を改める必要があることから、今回条例の一部を改正するものでございます。具体的には、教育委員会における定数を 3 名増員し、市長部局における一般職員の定数を 3 名減員するものでございます。

なお、この 3 月末における退職予定者は 12 名でございます。うち消防職員が 2 名となっております。また、4 月 1 日の新規採用予定者は 8 名となっております。うち、消防職員は 3 名となっております。したがって、現在の職員総数は 389 名であります。4 月 1 日時点における全職員数は 4 人減の 385 人となる予定であります。今後とも職員数の削減計画の定数に合わせながら定員の管理の適正化を図ってまいりたいということで、今回条例を制定いたしましたところでございます。

議案第 13 号にかほ市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定でございます。国及び秋田県人事委員会の勧告に準じて、給与に関する条例の一部改正を行うものであります。

内容といたしましては、給与価格の見直しにより、年功的に上昇する給与を抑制するもので、具体的には、若年層については給与水準の引き下げを緩やかにして、中高年層の給与水準を 5.9% 今回削減する予定でございます。給料全体では、平均で 4.8% 引き下げる内容となって、また、給料表につきましては、現行の 9 級制を 7 級制に変更いたしております。

また、現行の号俸を 4 分割した給料表となっております。新給料表は、平成 18 年 4 月 1 日からの適用となりますが、給与水準引き下げに伴う一時的な影響を緩和するため、新たな給料表による給与月額と制度切りかえ前ということで、平成 18 年 3 月 31 日に受けていた給料月額との差額を支給するいわゆる現給保障が措置されています。現在は年 4 回の昇給時期がありますが、新しい給与に切りかわった後につきましては、年 1 回、1 月 1 日に統一することになっております。

また、新たに東京等当該地域に勤務した場合は、給料や期末手当等に割り増し支給を行う地域手当をもってあります。ただ、にかほ市では該当者はおりません。

以上が主な改正内容となっております。

議案第 14 号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方公営企業法第 7 条の規定に基づくにかほ市ガス事業及び水道事業の設置等に関する条例第 3 条の規定によりまして、地方公営企業の業務を遂行するため、ガス、水道事業を通じ事業管理者を置くものでございます。給料等必要な事項を定めるため今回条例を改正したものです。

企業管理者は、公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから市長が任命する常勤の特別職で

ございます。月額給料は他の自治体の例を参考に見ておりますけれども、おおむね教育長の給料額と同額か、または若干下回っている状況でございます。今回にかほ市の企業管理者の月額を55万円とするものでございます。なお、公営企業管理者の任期については4年、常勤の特別職となっております。また、懲戒処分の対象にもなっております。14号については以上でございます。

議案第15号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

産業医の報酬額の改定につきましては、秋田県医師会で定めた産業医俸給標準額により、割り当て事業所の職員数が200人以上の場合に該当するため、今回にかほ市が200人以上の事業所に該当するため、月額報酬を5万円以内から6万円以内に改めるものでございます。

2つ目といたしましては、学校医師、学校歯科医の報酬額についてでございます。これまで低額に抑えてきた経緯もありますが、このたび本荘市由利郡医師会からの要望や、由利本荘市の例を参考に、報酬額を年額22万3,000円から1,000円アップの22万4,000円に改定するものでございます。

また、3つ目といたしましては、先ほど申し上げました国民保護協議会の条例制定に伴い、協議会の委員を非常勤特別職に加えるものでございます。

4つ目といたしましては、障害者自立支援の法の施行に伴い、認定審査会の委員を新たに非常勤特別職として加えたものでございます。以上でございます。

議長（榊原均君） 次に、議案第16号について市民部長から補足説明を求めます。部長。

市民部長（笹森和雄君） それでは、議案第16号について補足説明いたします。

今まで障害者の皆さんの自立を支援するという観点から、障害者基本法の理念にのっとりまして、これまでの身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法、これらの障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきましたサービスや公費負担による医療費等についても、共通の制度のもとで一元的に提供するシステムをつくりまして、障害の有無にかかわらず、私たちがお互いに人格と個性を尊重して安心して暮らすことができるようにということで、このたび障害者自立支援法が平成18年4月1日から施行されることになっております。

介護給付費等の支給を受けようとする方は、市に申請の上、市が支給決定することになっております。その支給決定を行うための審査判定業務機関として、市に審査会を置かなければなりません。この定数は条例で定めなければなりません。委員にはお医者さんを初め、障害者の保健、あるいは福祉に関する学識経験を有する方を市長が任命することになります。定数は20名以内ということでこのたびの条例制定を行うものでございます。以上です。

議長（榊原均君） 次に、議案第17号について、教育次長から補足説明を求めます。次長。

教育次長（佐藤定夫君） 議案第17号にかほ市教育研究所設置条例制定の補足説明を行います。

にかほ市の教職員は、これまで自分たちで教育研究会をつくり、草の根的な手づくりの研修を行ってきました。その成果には大きなものがありました。これからは教職員の共同の研修と指導主事による研修が融合され、より質の高い研修がにかほ市の中で行われることとなります。

職員は、所長1名、これは学校教育課長が兼務することになります。指導主事1名。指導主事補

佐1名。この指導主事補佐は学校教育課の職員が兼務するようになります。そこで研究所の運営を行うとともに、教職員に対して指導助言をするものです。教育研究所は、にかほ市の特色を大いに生かしながら、にかほ市が目指す子供像を具体化していくために大きな役割を担っていくものと思います。以上です。

議長（榊原均君） 次に、議案第18号及び議案第19号について、消防長から補足説明を求めます。消防長。

消防長（高橋誠君） 議案第18号にかほ市火災予防条例の一部改正について補足説明をいたします。

第4条第1項第1号の改正内容は、ボイラーの蒸気機関を被覆する遮熱材料についてであります。現在、健康被害問題になっている石綿（アスベスト）の使用については、今後使用することが想定されないということで、ボイラーの蒸気機関を被覆する遮熱材料の例示から削ることにしたものでございます。

次に、第29条第5号の喫煙の制限についてであります。全国で平成16年の原野火災件数は2,560件であり、前年と比較しますと780件の増加となっております。そういった多発状況を踏まえつつ、主な原因である人的失火の抑制による林野火災の低減を図るため、総務省消防庁では、林野火災の有効な低減方策検討会を設置し、火災警報の効果的な運用、火の使用の制限のあり方などの検討を進めてきましたが、その報告書において、火災に関する警報の発令中に喫煙を制限し、出火防止を図ることとし、それに伴い現行の火災予防条例第21条に1号を加えるものであります。

次に、議案第19号にかほ市消防手数料条例の一部改正についてであります。危険物の規制に関する政令の一部改正の公布により、これまでは移動タンク貯蔵所が直接船舶の燃料タンクに給油することは認められていませんでしたが、柔軟な対応として、船舶への給油を可能にしたもので、船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置許可に係る審査手数料を、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に準じて今回定めようとするものでございます。以上です。

議長（榊原均君） 昼食のため1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第20号及び議案第25号までについて、産業建設部長から補足説明を求めます。産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） 議案第20号象潟ねむの丘条例について補足説明をいたします。

この条例は、指定管理者制度への移行を踏まえ、旧条例が暫定適用されていますが、本議会への指定管理者の指定の手続に関する条例の提出にあわせ、指定管理者に管理を行わせることができる

規定を盛り込んだ条例を提出するものであります。

規定しなければならぬ内容がほぼ前条例と同じであることから、体制に差異がないよう規定の並び、順序の入れかえ、文言の整理を行うため、一部改正でなく、新条例の制定という手法をとるものであります。

68 ページ、69 ページをお開き願います。第 4 条、指定管理者の行う事業を明確にするために新しく規定したものであります。

7 条、指定管理者に事業を行わせるために指定管理者の規定を設けたものであります。

附則の第 3 項でありますけれども、第 3 項には経過措置の規定があります。

続いて、議案第 21 号にかほ市温泉保養センターはまなす条例制定についてであります。

この条例も、象潟ねむの丘条例同様、施設の管理運営を指定管理者に行わせることができるように制定するものであります。現条例の管理の委託規定に委託法人が記載されておりますが、この部分を指定管理者に行わせることができるといった規定に改めています。

73 ページをごらんください。附則であります。第 3 項、この条例の施行の日以後においても、第 8 条第 1 項の規定を除き、指定管理者が指定されるまでの間は、前項に規定する廃止前の金浦町温泉保養センター設置条例の規定の例によるということ、第 8 条第 1 項の規定といたしますと、別表の利用料金のことは 4 月 1 日から適用されますということでございます。

続いて、議案第 22 号にかほ市農業委員会委員の定数等に関する条例制定についてであります。

にかほ市農業委員の選挙による委員の定数を定めるものであります。

次のページをお開き願います。定数の 18 人は選挙区を旧町ごとの選挙区に、選挙区ごとの定数は各選挙区 2 人は固定 — 3 分の 1 の 6 人ですね — 固定し、残る 3 分の 2 の 12 人を農地面積割り定数を求めることとしております。第 1 選挙区、仁賀保区域でございますけれども 7 人、第 2 選挙区が金浦地区でありますけれども 4 人、第 3 選挙区が象潟地区で 7 人ということになっております。

続いて、議案第 23 号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてであります。

今まで道路法施行令での所在地区分は、甲乙丙の丙地として区分されております。丙地は町村の区域、乙地は市の区域、甲地は東京、仙台などとなっております。今回の条例改正はこの区分を丙地（町村）から、乙地（市）に格上げするための改正であります。道路占有者の負担を緩和するために経過措置の適用があります。

続いて、議案第 24 号市道路線の廃止についてでございます。

廃止する路線、象 - 137 号で、象 - 屋敷田線の廃止ですが、これは平成 17 年度に行われました象潟中学校用地造成等により整地されまして、道路の形状が現実に有していないことから路線を廃止をするものであります。

図面をごらんください。市役所通りの象潟長岡線から屋敷田地区の中ほどを通過して、途中で曲がりまして、三本堰川までの延長 405.4 メートルであります。ここを廃止でございます。

議案第 25 号市道路線の変更についてでございます。

象潟中学校用地造成工事に伴う市道路線の変更であります。終点の変更でありまして、現在の象潟町字沖ノ田 8 - 1 を、屋敷田 117 番とするものであります。

図面をごらんください。市役所通りの象潟長岡線から北の方向、保健センター、構造改善センターの東側の駐車場の道路で、中学校のものと合宿付近までの延長 305 メートルを延長の舗装道路、象潟庁舎敷地の東側、延長 165.8 メートルに変更するものであります。

以上でございます。

議長（榊原均君） 次に、議案第 26 号について市民部長から補足説明を求めます。市民部長。

市民部長（笹森和雄君） 議案第 26 号につきましては、市長提案理由で述べたとおりでございますので、特にございません。

議長（榊原均君） 次に、議案第 27 号及び議案第 28 号について、産業建設部長から補足説明を求めます。産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） 議案第 27 号にかほ市公共下水事業特別会計への繰入れについてでございます。

繰り出しは一般会計の都市計画総務費からで、繰り入れ先といたしましては、公共下水道事業費、それから償還金の元金利子並びに予備費となっております。

続いて、議案第 28 号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについてであります。

これも一般会計 6 款 1 項 6 目の農村整備総務費から繰り出しまして、繰り入れは、主に象潟地区の上浜中央地区農集排水事業が実施中でありまして、その下水道事業費のほうへ 1,012 万 9,000 円、それから公債費、償還金の元金利子でありますけれども、それに 2 億 2,611 万 9,000 円繰り入れすることにして予算編成してございます。

以上でございます。

議長（榊原均君） 次に、議案第 29 号から議案第 34 号までについて、収入役職務代理者から補足説明を求めます。職務代理者。

収入役職務代理者（斎藤乃里子君） それでは、各会計決算の補足説明をさせていただきます。

皆様に決算説明資料ということで、3 町分配付しておりますけれども、その仁賀保町分をごらんいただきたいと思っております。それに沿って説明させていただきます。今回の決算は、通常と違っていて、半年間の 9 月末決算となりますので、説明のほうも実績のみの説明となりますので、御了承いただきたいと思っております。

それでは、資料の 3 ページごらんください。議案第 29 号仁賀保町一般会計歳入歳出決算についてでございます。

収支の状況は、先ほど市長が申し上げましたので省略しますが、差し引き額が 3 億 3,939 万 4,000 円で、実質収支額も同額でございます。

それから、下のほうに主な事業を列記しておりますが、後でごらんいただきたいと思っております。

次に、歳入の状況でございます。収入済額全体に占める割合の大きいものは、1 款の町税の 11 億 3,004 万 1,000 円で、全体の 35.4%、それから、10 款地方交付税の 10 億 3,223 万 9,000 円の 32.4%でございます。

次に、4 ページをお開きください。町民税・固定資産税の状況でございますが、町民税では、個人町民税の現年度分収入済額は1億6,983万6,000円で、徴収率は52.3%、法人町民税の現年度分収入済額は4億831万5,000円で、徴収率75%、それから、固定資産税は、現年度分収入済額4億8,935万円、徴収率は63.6%となっております。－ 資料のほうおわかりでしょうか。決算説明資料ということで、皆さんにお配り、机の上に上げておいたんですけれども。－ すみません、よろしいでしょうか。

4 ページお開きください。それから、次に、歳出の状況でございます。支出済額全体に占める比率の大きいものは、3款民生費、これは全体の19.7%を占めております。それから、10款教育費、これは11.8%となっております。

次に、5 ページになりますが、議案第30号仁賀保町国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算についてでございます。

これも歳入合計、歳出合計から差し引き額が1億1,131万2,000円で、実質収支額も同額となっております。9月末現在の国保加入世帯は全世帯の53.4%の1,965世帯、また、国保の被保険者は全人口の33.4%の3,943人の加入となっております。

国保税の収入済額、徴収率の状況でございますが、一般被保険者では、医療給付の現年度分では、収入額が9,224万3,000円で、徴収率は42%となっております。

次に、6 ページのほうお開きください。退職被保険者では、医療給付の現年度分の収入額が5,296万1,000円で、徴収率は49%となっております。収入の主なものとしましては、国民健康保険税が歳入総額の29.4%、それから国庫負担金が18.4%、繰越金が19.1%を占めております。

次に、歳出の主なものとしましては、国保が負担する医療費等の支払額、これは2億5,226万4,000円で、歳出総額の59.2%を占めており、次に、老人保健拠出金7,886万9,000円で18.5%を占めております。それから、財政調整基金から2,500万円の繰り入れをしまして、2,470万円の積み立てをしております。

次に、議案第31号仁賀保町国民健康保険事業特別会計施設勘定の歳入歳出決算でございます。

歳入歳出差引額が9,612万9,000円で、実質収支額も同額でございます。

歳入の主なものとしましては、財政調整基金への繰入金9,000万円でございます。これは全体に占める割合は51.1%、それから診療収入が35.2%、繰越金が13.4%を占めております。

また、歳出の主なものとしましては、医療用医薬費が3,414万円で、歳出総額の42.7%、それから小出・院内診療所増改築工事に係る施設整備費が6.5%を占めております。

次に、7 ページになります。議案第32号仁賀保町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入歳出差引額5,574万8,000円で、実質収支額も同額でございます。平成17年9月末老人保健対象者は、前年に比較しまして74人減っております。結果として1,713人の該当者となっております。

歳入の主なものとしましては、支払基金からの交付金が2億9,639万1,000円で、歳入総額の50.5%、それから国庫負担金が28.1%、それから一般会計からの繰入金が14.7%を占めております。

また、歳出の主なものとしましては、医療給付金と医療費支給費合わせまして5億1,551万8,000円で、歳出総額の97%となっております。

続いて、議案第33号仁賀保町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入総額から歳出総額を差し引いた額が6,641万4,000円で、実質収支額も同額でございます。

歳入の主なものとしましては、一般会計からの繰入金が1億2,483万4,000円で、全体に占める割合は78.9%となっております。また、下水道施設使用料が15.4%を占めております。

それから、歳出の主なものとしましては、管路工事等の工事請負費が466万2,000円、それから地方債の償還に係る公債費が5,944万円と、歳出総額の64.9%を占めております。

次に、議案第34号仁賀保町簡易水道特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入総額から歳出総額を除きました差し引き額が249万2,000円で、実質収支額も同額となっております。

歳入の主なものとしましては、簡易水道の使用料、それから一般会計からの繰入金、合わせて歳入総額の93.5%となっております。

それから、歳出では、維持管理費のうち水質管理などの委託料が165万円、それから地方債の償還に係る公債費が元金・利子合わせまして189万7,000円が主な支出となっております。

それから、基金を有する会計につきましては、取り崩し、それから積み立てがありましたけれども、9月末現在の積立額は資料の2ページにありますので、後でござらぬいただきたいと思っております。

以上です。

議長（榊原均君） 次に、議案第35号及び議案第36号についてガス水道局長から補足説明を求めます。ガス水道局長。

ガス水道局長（宮崎俊雄君） 議案第35号平成17年度仁賀保町ガス事業会計決算認定を御説明します。

決算書の1、2ページをお開きください。収益的収入及び支出では、収入の決算額は6,081万8,000円、予算執行率が45%であります。収入の主な財源はガスの売り上げでございます。5,666万1,000円、これは昨年の同期と対比しますと2.2%の減少となっております。

収益的支出の決算額2億780万8,000円、予算執行率が139.6%となっております。予算現額に対して決算が超過しておりますのは、熱量変更事業に係る開発費の償却が主なものでございます。

同じく3、4ページをお開きください。資本的収入及び支出で、収入の決算額は408万6,000円、予算執行率が3.1%であります。収入の主なものは、熱量変更調整作業員が派遣になっておりますが、それに対する補助金でございます。なお、資本的収入で企業債、それから補償金、負担金の決算額がゼロになっておりますが、これは年度末に入るために新市に引き継いでおります。

それから、資本的支出の決算額6,626万8,000円、予算の執行率が24.6%となっております。支出の主なものは、建設改良費1,220万円、それから開発費5,321万3,000円、企業債の償還等であります。不足する額については決算書に記載のと通りの損益勘定留保資金、消費税資本的収支調製額、積立金等で補てんしております。

それから、続きまして、議案第36号平成17年度仁賀保町水道事業会計決算認定であります。

決算書の 27、28 ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入の決算額は 1 億 1,874 万 3,000 円、予算執行率が 51.5%になっております。主な財源は、給水収益 1 億 1,845 万 6,000 円、有収水量の前年度同期対比では 3.5%の減少になっております。

それから、収益的支出の決算額 9,758 万 9,000 円、予算執行率が 49.9%であります。支出の主なものは営業費用であります。その内訳は、減価償却費が 4,050 万 8,000 円、それから原配水及び給水費が 2,257 万 1,000 円、総掛費が 1,747 万 9,000 円等であります。

それから、同じく 29 ページ、30 ページをお開きください。資本的収入及び支出、収入の決算額は 238 万 6,000 円、執行率が 1.5%であります。収入済みの主なものは補償金であります。なお、企業債、それから国庫補助金の決算額がゼロになっておりますが、これも同様に年度末に入るために新市に引き継いでおります。

それから、資本的支出の決算額 3,815 万 1,000 円、予算執行率が 11.3%であります。支出の主なものは、建設改良費 2,538 万 1,000 円、それから企業債償還金 1,276 万 9,000 円などであります。また、不足する額については決算書に記載のとおり、それぞれの資金及び調整額等で補てんしております。

以上であります。

議長（榊原均君） 次に、議案第 37 号から議案第 42 号までについて、収入役職務代理者から補足説明を求めます。職務代理者。

収入役職務代理者（斎藤乃里子君） それでは、決算説明資料の今度は金浦町分をお開きいただきたいと思います。

それでは、3 ページをごらんください。議案第 37 号平成 17 年度金浦町一般会計歳入歳出決算についてでございます。

収支の状況は、歳入合計から歳出合計を差し引いた 3 億 1,083 万 8,000 円でございます。実質収支額も同額でございます。

歳入の状況でございますが、収入済額全体に占める比率の大きいものとしましては、1 款町税の 2 億 8,793 万 6,000 円で、これは全体に占める割合は 12.2%、それから、10 款地方交付税が 9 億 4,803 万 1,000 円で 40.0%、また、次のページになりますが、18 款の基金からの繰り入れ、これが 8 億 2,255 万 1,000 円となります。これは全体の 34.7%を占めております。

それから、町民税と固定資産税の状況でございますが、町民税では個人町民税の現年度分収入済額が 6,893 万 1,000 円で、徴収率は 55.3%、それから法人町民税の現年度分収入済額は 1,124 万 6,000 円で、徴収率は 98.4%となっております。また、固定資産税は、現年度分収入済額 1 億 8,614 万 5,000 円で、徴収率は 64.8%となっております。

次に、歳出の状況でございますが、支出済額全体に占める比率の大きいものは、8 款土木費 5 億 7,030 万 4,000 円で、これは全体の 27.7%、それから、10 款教育費、3 億 508 万 7,000 円、これは 14.9%を占めております。

次に、5 ページになりますが、議案第 38 号金浦町育英資金特別会計歳入歳出決算について御説明

申し上げます。

歳入合計から歳出合計を差し引いた差し引き額が49万1,000円で、実質収支額も同額でございます。

歳入の主なものとしましては、学資貸付金の返済による収入、それから育英基金からの繰入金でございます。

それから、歳出につきましては、学資貸付金と、それから一般会計への繰出金の合計額が歳出総額となっております。

次に、議案第39号金浦町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入合計は2億1,346万2,000円、歳出合計2億2,891万5,000円でございます。この結果、1,545万2,843円の歳入不足が生じております。この不足額を一般会計からの繰替使用金で充当しております。

それから、9月末の国保世帯は977世帯で、これは全世帯の61.8%の加入率となっております。また、国保の被保険者は1,935人で、全人口の39.2%の加入率となっております。

次に、国保税の状況ですけれども、一般被保険者の医療給付、前年度分の収入額が3,642万1,000円で、徴収率は、次のページになりますが、41%となっております。

それから、退職被保険者では、医療給付費、現年度分の収入額が1,753万1,000円で、徴収率は51.6%となっております。

それで、歳入の主なものとしましては、国民健康保険税が6,043万4,000円で、歳入総額の28.3%、それから国庫負担金が18.4%、療養給付費交付金が27.8%とそれぞれの割合を占めております。

次に、歳出の主なものとしては、国保が負担する医療費等の療養諸費が1億3,230万円ということで、歳出全体の57.8%、それから老人保健拠出金は22.7%を占めております。

それから、次に、議案第40号金浦町老人保健特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入合計から歳出合計を差し引いた778万9,000円ですが、これは実質収支額も同額でございます。9月末現在の老人保健対象者数は、前年同期と比較しまして45人減の826人となっております。

この決算の歳入の主なものとしましては、支払基金からの交付金1億2,742万8,000円で、歳入総額の52.8%、それから国庫負担金が29.1%を占めております。

また、歳出は主たる事業であります医療諸費として、医療給付、それから医療費支給額の支出を合わせまして2億3,275万6,000円で、これは歳出総額の99.6%となっております。

次に、7ページになりますが、議案第41号金浦町簡易水道特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入合計が181万円、歳出合計は279万円で、この結果、97万8,846円の歳入不足が生じております。このことから、この不足額を一般会計からの繰替使用金で充当しております。

歳入は、大竹・前川簡易水道使用料収入が137万3,000円となっております。歳出は、大竹簡易水道組合とそれから前川簡易水道組合への委託料、合わせて192万2,000円が主たるものでございます。

続きまして、議案第42号金浦町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入合計から歳出合計を差し引いた1,043万2,000円でございます。実質収支額も同額となって

おります。

歳入の主なものとしましては、下水道使用料が187万3,000円、それから一般会計からの繰入金
が2,056万8,000円で、繰入金の歳入合計に占める割合は90.1%となっております。

歳出では、未償還金に係る元金及び利子が合わせて791万2,000円、これが主たる歳出となっ
ております。

以上です。

議長（榊原均君） 次に、議案第43号及び議案第44号について、ガス水道局長から補足説明を
求めます。ガス水道局長。

ガス水道局長（宮崎俊雄君） それでは、議案第43号平成17年度金浦町ガス事業会計決算認定
について、決算の概要について御説明いたします。

決算書の1ページをお開きください。収益的収入及び支出、収入の決算額は3,834万6,000円、
予算執行率が45.7%であります。収入の主なものはガスの売り上げでございます、3,129万5,000
円、ガス供給量の昨年度同期対比では0.1%の減少となっております。

収益的支出の決算額は1億387万7,000円、予算執行率が123.7%であります。予算現額に対し
決算額が増加しておりますのは、熱量変更事業に係る開発費の償却が主なものでございます。

同じく2ページをお開きください。資本的収入及び支出では、収入の決算額は141万4,000円、
予算執行率が1.1%であります。収入の主なものは、負担金の10万円、それから熱量変更調整作業
員を派遣しておりますが、その補助131万3,000円でございます。それから、資本的収入で企業
債の決算額がゼロになっておりますが、これは年度末に入るために新市に引き継いでおります。

それから、資本的支出の決算額5,775万2,000円、予算執行率が38.3%であります。支出の主な
ものは、建設改良費3,102万6,000円、企業債償還金、これが259万6,000円、開発費が2,412万
8,000円などあります。不足する額については、決算書の記載のとおり、それぞれの調整額、そ
れから留保資金、積立金等で補てんをしております。

それから、議案第44号平成17年度金浦町水道事業会計決算認定であります。

決算の概要について御説明申し上げます。決算書の1ページをお開き願いたいと思います。収益
的収入及び支出、収入の決算額を4,714万5,000円、執行率は55.3%であります。収入の主な財源
であります給水収益は4,709万3,000円、これは有収水量を前年度同比と対比しますと約0.1%の
減少となっております。

収益的支出の決算額4,211万9,000円、予算執行率が49.4%であります。支出の主なものは営業
費用であります。その内訳は減価償却、これが1,180万6,000円、それから原配水及び給水費、
これが908万3,000円、総掛費が867万4,000円等あります。

同じく2ページをお開きください。資本的収入及び支出、収入の決算額をゼロ円、予算執行率が
ゼロであります。これは企業債、他の会計補助金の決算額が年度末に入るためにそのまま新市に
引き継いでおります。

それから、資本的支出の決算額を3,993万円、予算執行率が31.0%になっておりますが、主なも
のは、建設改良費が2,706万4,000円、それから企業債償還金、それが1,286万6,000円などであ

ります。同じく不足する額については、決算書のとおりそれぞれの資金で補てんをしております。
以上です。

議長（榊原均君） 次に、議案第 45 号から議案第 52 号までについて、収入役職務代理者から補足説明を求めます。収入役職務代理者。

収入役職務代理者（斎藤乃里子君） それでは、決算説明資料の今度は象潟町分をお開きいただきたいと思います。

3 ページをごらんください。議案第 45 号平成 17 年度象潟町一般会計歳入歳出決算でございます。

収支の状況でございますが、歳入合計から歳出合計を差し引いた残りが 5 億 7,337 万 7,000 円で、実質収支額も同額でございます。

主な事業を挙げておりますけれども、これは事業費の大きいものでございますが、後でござんいただきたいと思っております。

それから、次に、歳入の状況でございます。歳入の収入済額全体で占める割合の大きいものは、1 款町税の 9 億 2,501 万円でございます。これは全体の 28.1%、それから 9 款地方交付税の 12 億 40 万 9,000 円で、36.4%となります。次のページになりますが、17 款の繰入金 5 億 4,764 万 6,000 円は、各基金からの繰り入れによるものでございます。

同じく 4 ページになりますが、町民税、固定資産税の状況でございます。町民税では個人町民税の現年度分収入済額は 1 億 6,409 万円で、徴収率は 51.6%、それから法人町民税の現年度分収入済額は 2 億 784 万 4,000 円で、徴収率 99.7%、固定資産税は現年度分収入済額 4 億 8,436 万 8,000 円で、徴収率は 78.7%となっております。

次に、歳出の状況でございます。支出済額全体に占める割合の大きいものとしましては、3 款民生費 4 億 4,467 万 9,000 円で、これは全体の 16.3%、それから 10 款教育費 5 億 6,345 万円で、20.7%となっております。教育費の中では、学校建設基金、また、給食共同調理場建設基金への積み立て、合わせて 3 億 2,874 万 6,000 円となっております。

次に、5 ページになりますが、議案第 46 号象潟町旅客鉄道業務特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入合計から歳出合計を差し引きました差し引き額が 25 万 4,000 円で、実質収支額も同額となります。

歳入としましては、小砂川・上浜駅乗車券類の販売手数料、それから一般会計からの繰入金でございます。それから、歳出としましては、小砂川・上浜駅の業務を委託しておりますことから、委託者 2 名への委託料となります。

それから、続きまして、議案第 47 号象潟町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入合計から歳出合計を差し引いた 1 億 180 万 1,000 円でございます。実質収支額も同額となります。それから 9 月末現在の国保加入世帯は、全世帯の 57.7%の 2,350 世帯となっております。また、国保の被保険者は、全人口の 38.4%の 4,920 人となっております。

次に、国保税の収入済額徴収率の状況でございますが、一般被保険者では、医療給付の現年度分では、収入額が 1 億 2,151 万 8,000 円で、徴収率は 38.2%となっております。

6 ページをごらんください。退職被保険者の状況でございますが、収入済額は 4,968 万 6,000 円で、徴収率は 45.8%となっております。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税が 1 億 9,554 万 9,000 円で、歳入総額の 31.7%を占めております。また、国庫負担金は 1 億 3,017 万 3,000 円で、これも 21.1%となっております。

それから、歳出の主なものとしましては、国保が負担する医療費等が、一般・退職合わせまして 3 億 3,351 万 2,000 円で、歳出総額の 64.7%を占めておりまして、続いて、老人保健拠出金は 1 億 1,578 万 8,000 円で、22.5%となっております。

それから、議案第 48 号象潟町老人保健特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入合計から歳出合計を差し引いた額が 267 万 1,000 円で、実質収支額も同額でございます。平成 17 年 9 月末老人保健対象者は、前年同期に比較し 101 人減っております。この結果、2,084 人の対象者数となっております。

歳入の主なものとしましては、支払基金からの交付金 3 億 5,895 万 6,000 円で、歳入総額の 54.5%、それから国庫負担金が 2 億 380 万 4,000 円で 31%、それから一般会計からの繰入金 が 6.1%を占めております。

それから、歳出の主なものとしましては、医療給付金と医療費支給額を合わせまして 6 億 3,682 万 2,000 円で、歳出総額の 97.1%となっております。

次に、7 ページをごらんください。議案第 49 号象潟町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入合計 1 億 209 万 1,000 円、歳出合計 1 億 7,499 万 8,000 円で、この結果、7,290 万 6,953 円の歳入不足が生じております。このことから、不足額全額を一般会計からの繰替使用金で充当しております。

歳入の主なものとしましては、下水道使用料の収入、それから一般会計からの繰入金 9,000 万円となります。

歳出の主なものとしましては、管路、それから処理施設等の工事費が 1 億 390 万 6,000 円、それから地方債に係る元金・利子分の償還金 5,439 万 3,000 円などがございます。

それから、議案第 50 号象潟町観光施設整備特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額から歳出総額を差し引いた残額が 1 万円で、実質収支額も同額となっております。

状況については特別説明する項目はございません。

それから、議案第 51 号象潟町土地取得特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入は前年度からの繰越金 8,000 円、それから歳出は実績がございませんので、差し引き額 8,000 円、実質額も同額となっております。

以上です。

失礼しました。議案第 52 号が残っております。象潟町簡易水道特別会計決算でございます。

収支の状況でございますが、歳入合計から歳出合計を差し引いた額が 419 万 5,000 円となっております。実質収支額も同額でございます。

歳入の主なものとしましては、簡易水道の使用料、それから前年度からの繰越金となっております。

す。

歳出としましては、簡水の検針、それから作業等を委託しております委託料が321万5,000円、それから起債償還の元金・利子合わせまして184万6,000円となっております。

以上です。

議長（榊原均君） 次に、議案第53号及び議案第54号について、ガス水道局長から補足説明を求めます。ガス水道局長。

ガス水道局長（宮崎俊雄君） それでは、議案第53号平成17年度象潟町ガス事業会計決算認定について御説明いたします。

決算書の2ページ、3ページをお開きください。収益的収入及び支出では、収入の決算額7,130万4,000円、予算執行率が40.5%であります。収入の主要財源でありますガスの売り上げは5,832万9,000円、ガス供給量の同年度同期対比では4.1%の減少となっております。

それから、収益的支出の決算額2億3,479万5,000円、これは予算執行率119.0%であります。決算額が超過しておりますのは、熱量変更事業に係る開発費の償却が主なものでございます。

同じく4ページ、5ページをお開きください。資本的収入及び支出、収入の決算額2,445万3,000円、執行率が3.7%、収入の主なものは、熱量変更作業員調整員を派遣しておりますが、その補助金445万3,000円、他会計貸付金2,000万円などであります。収入で負担金、それから企業債、決算額がゼロになっておりますが、これは年度末に入るために新市に引き継いでおります。

それから、資本的支出の決算額9,279万2,000円、執行率が13.9%であります。支出の主なものは、建設改良費3,390万4,000円、企業債償還金310万9,000円、それから開発費5,577万8,000円などあります。不足する額については、決算書のとおり、それぞれの資金、それから調整額等で補てんをしております。

議案第54号平成17年度象潟町水道事業会計決算認定について御説明します。

決算書の2ページ、3ページをお開きください。収益的収入及び支出、収入の決算額8,020万4,000円、執行率が49.9%。収入の主な財源であります給水収益は7,874万7,000円、給水量の前年度同期対比では3.6%の減少となっております。

それから、収益支出の決算額8,059万3,000円、執行率が50.8%。支出の主なものは営業費用であります。その内訳は減価償却費、これが2,189万1,000円、原水及び上水費、これが1,114万1,000円、配水及び給水費、これが1,123万円、それから総掛費が1,521万9,000円等あります。

同じく4ページ、5ページをお開きください。資本的収入及び支出、収入の決算額41万1,000円、執行率が0.3%であります。決算の内訳は、負担金が41万円となっております。それから、企業債、補助金の決算額がゼロになっておりますが、これは年度末に入るために新市に引き継いでおります。資本的支出の決算額8,167万1,000円、執行率が38.0%であります。

支出の主なものは、建設改良費が4,469万1,000円、企業債償還金、これが1,697万9,000円、他の会計への借入金、これが2,000万円などあります。不足する額については、決算書のとおりそれぞれの資金並びに調整額をもって補てんしておりますので、よろしく申し上げます。

議長（榊原均君） 次に、議案第55号から議案第57号までについて、収入役職務代理者から補

足説明を求めます。収入役職務代理者。

収入役職務代理者（斎藤乃里子君） それでは、議案第 55 号仁賀保地区消防組合一般会計歳入歳出決算でございます。

これも引き続きお手元の資料で説明させていただきます。

収支の状況でございますが、歳入合計 4 億 125 万 7,000 円、歳出合計 3 億 7,034 万 7,000 円で、差し引き 3,091 万円となります。実質収支額も同額となっております。

歳入としましては、負担金 3 億 9,000 万円でございますが、これは全体の 97.1%を占めております。象潟町、金浦町、仁賀保町からの負担金の総額でございます。

それから、歳出としましては、消防費のうち非常備消防費 4,452 万円、それから借入金に係る元金及び利子の償還金、合わせて 3,557 万 4,000 円となります。

次のページになります。議案第 56 号仁賀保地区衛生施設組合一般会計歳入歳出決算でございます。

収支の状況でございますが、歳入合計 3 億 2,794 万 1,000 円、歳出合計 1 億 4,503 万 2,000 円で、差し引き額が 1 億 8,209 万 9,000 円となります。実質収支額も同額でございます。

歳入としましては、1 款の分担金及び負担金、これは象潟町、金浦町、仁賀保町からの負担金合わせまして 1 億 7,795 万円で、全体の 54.2%を占めております。また、廃棄物処理施設建設基金からの繰入金 1 億 1,404 万 8,000 円、これが 34.8%を占めておりますが、この 2 つが主たるものでございます。

また、歳出につきましては、ごみ収集・リサイクル収集等ごみ処理に係る委託料が 5,505 万 5,000 円と、それから借入金の償還に係る元金・利子合わせた 4,694 万 5,000 円が主たるものとなっております。

次のページになります。議案第 57 号仁賀保地区衛生施設組合公共下水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。

収支の状況でございますが、歳入合計 7 億 791 万 2,000 円、歳出合計 5 億 2,579 万 7,000 円で、差し引き額が 1 億 8,211 万 5,000 円となります。実質収支額も同額となっております。

歳入としましては、1 款の分担金及び負担金、これは仁賀保町、金浦町、象潟町からの負担金総額 3 億 6,885 万 2,000 円で、全体の 61%を占めております。それから、前年度からの繰越金が 2 億 637 万 1,000 円で、これは全体の 29.1%、この 2 つが主たるものでございます。

それから、歳出でございますが、公共下水道事業に係る建設工事等委託料が 1 億 9,278 万 8,000 円で、全体の 36.7%、それから地方債の借入金に係る元金・利子合わせた償還金が 2 億 4,819 万円で、全体の 47.2%を占めております。

以上です。

議長（榊原均君） 次に、代表監査委員より決算審査の報告を求めます。小松代表監査委員。

【代表監査委員（小松欽一君）登壇】

代表監査委員（小松欽一君） 小松欽一と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

議会選出の佐々木栄監査委員と 2 人で審査をさせていただきました。合議の上、意見書にまとめました。お手元に差し上げております決算審査意見書に基づき説明をさせていただきます。

なお、個別の審査内容等につきましては、各部よりの補足説明にもありましたとおり、こちらでは省略させていただきますので、後ほどお目通しをいただければ幸いと存じます。

それでは、2ページをお開きいただきたいと思います。平成17年度仁賀保町、金浦町、象潟町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見。

第1、審査の概要。1、審査の対象、歳入歳出決算。一般会計におきましては、平成17年度仁賀保町一般会計、同じく金浦町一般会計、同じく象潟町一般会計。特別会計におかれましては、平成17年度仁賀保町国民健康保険事業特別会計事業勘定、同じく施設勘定、老人保健医療事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道特別会計、平成17年度金浦町育英資金特別会計、同じく国民健康保険事業特別会計、同じく老人保健特別会計、同じく簡易水道事業特別会計、同じく農業集落排水事業特別会計、平成17年度象潟町旅客鉄道業務受託事業特別会計、同じく国民健康保険事業特別会計、同じく老人保健特別会計、同じく農業集落排水事業特別会計、同じく観光施設整備特別会計、同じく土地取得特別会計、同じく簡易水道特別会計でございます。

第2、審査の期間、平成18年1月20日から2月2日まで。

第3、審査の方法。審査にあたっては、市長から提出された各会計の歳入歳出決算書及び同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの計数の正確性を検証するため、各所管から提出された関係諸帳簿及びその他証書類との照合のほか、必要に応じて所管課の説明を聴取し、通常実施すべき審査手続を実施しました。

第4、審査の結果。審査に付された各会計決算書及びその附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿並びに証書類と符合し、正確であると認めた。

また、各基金は設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されていると認めた。

合併に伴い、決算の編成にあたっては、下記内容の方針に沿って、適正に執行、処理されているものと認めた。

平成17年10月1日の合併により、合併前の仁賀保町、金浦町、象潟町の3町の「平成17年度一般会計、特別会計決算」の調製は、原則として、次のとおりである。

1、地方自治法施行令第5条第2項の規定に基づき出納整理期間が設定されていないことから、3町の消滅日である「平成17年9月30日」をもって歳入歳出決算の調製を行うことになる。「平成17年9月30日」は、いわゆる「出納閉鎖期日」とすると同時に、「年度末日」と位置づける。

2、歳入については、平成17年9月30日までに指定金融機関が受領した額をもって歳入決算額とする。国、県支出金等については、合併前に収入できないものは未収として決算し、当該未収金をにかほ市の平成17年度予算に改めて計上した上で調定を行い収納する。

4ページをお開きいただきたいと思います。3、歳出については、平成17年9月30日までに支払が完了した額をもって歳出決算額とする。工事請負等で前払金があった場合は、その支払額を歳出決算額に含め、支出負担行為のみで合併前に支払が完了しなかったものは、未払いとして決算し、当該未払い部分をにかほ市の平成17年度予算に改めて計上し、にかほ市で支出負担行為を行う。

第5、審査の意見。平成17年10月1日仁賀保町、金浦町、象潟町の三町が合併し、新市「にか

ほ市」が誕生したところですが、にかほ市民の市行政に寄せる期待は大きなものがあります。同時に最近の厳しい経済情勢の中で市行政の今後の取り組み等、あらゆる角度から市民の皆さんの関心がより一層高まってきているものと思います。

この度の決算審査は、平成 17 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの決算ということで合併前の三町の決算審査でありました。

各会計の歳入・歳出における決算額は、通年の上期分が計上されているのみで、前年度等と比較対照しながら決算の概要を把握し、意見を申し上げることはできませんが、次の各項については一部検討のうえ、行政執行の適正化、財務の健全性及び内部牽制の充実に一層の配慮をお願いしたいと思います。

(1)有価証券、出資金等の名義変更について。

旧三町の財産を新市が引き継いでおります。順次名義変更されていくことと思いますが、中には受取証券の名義人が旧町名義となっていない証券も散見されますので、状況を把握のうえ、早急に変更手続きを進めていただきたい。

また、配当金の発生時には毎年財産収入として受入れしていますが、一部出資金については出資者に配当金を渡さず、出資者名義で内部積立をし、増資財源としている事例がありますので、個々の配当内容を確認するとともにその数値の把握をお願いしたい。

(2)棚卸等の内部牽制について。

各種資産の実地棚卸は行われておりますが、現品確認と帳簿確認及び集計作業担当は毎回同一人が行うことなく、複数でそして当番制で行い、チェック・検証等内部牽制機能を高めていただきたい。

(3)町税、国民健康保険税等の延滞解消について。

担当部署の徴収努力は認めますが、数年に及ぶ延滞事案が散見されます。事情はそれぞれあると思いますが、個々に精査・検討のうえ、適切な対応をお願いしたい。

(4)貸付の審査・実行について。

住民の要望に応え、各種貸付要項に沿って審査し実行していますが、短期間に回収懸念事案が発生しております。

今後、貸付要項の見直し等を含め、検討のうえ整備をお願いしたい。

(5)高齢者住宅整備資金貸付金、母子寡婦住宅整備資金貸付金、心身障害者住宅整備資金貸付金、災害援護資金貸付金及び育英資金貸付金等諸貸付金の債権確認について。

旧三町において全てではないが、上記貸付金の貸付要項を定め、貸付実行し貸付金利息を諸収入で受入れしておりますが、貸付金残元金を財産に関する調書に記載している旧町と記載していない旧町とに分かれており、統一をお願いしたい。

(6)学校給食に地場産食材の活用について。

旧三町では次代を担う子供たちへ安全・安心そして旬の食材、生産者の顔の見える地場産食材を他地域に先駆けて取り入れております。平成 15・16 年度の学校給食における野菜の使用実績を見ると、旧三町とも年間使用の 40%以上を地場産野菜で賄っております。

この数値は旧由利・本荘地域はもちろん全県レベルでも最高水準にあります。年間を通じて品数・量、そして価格等課題もありますが、教育委員会・各学校、そして生産者等との定期的な協議の場から信頼関係が構築されての数値と思われます。

今後とも子供たちの目線で意見交換しながら、主食の使用も含め、益々の地場産食材の活用をお願いしたい。

今後、にかほ市においては、合併時に掲げたまちづくりの基本理念である「夢あるまち」「豊かなまち」「元気なまち」を目指して、また合併のメリットを活かした効率的な市政運営と歳入歳出の健全化を基本とした行政改革を抜本的に進めるなかで、長期的な視点に立って事業の計画や実施に努め、活力あるまちづくりと市民生活の向上に一層努力されることを望むものであります。

次、42 ページお開きいただきたいと思います。平成 17 年度仁賀保町、金浦町、象潟町ガス事業会計・水道事業会計決算の審査意見について。

43 ページお開きいただきます。

第 1、審査の概要。1、審査の対象、平成 17 年度仁賀保町ガス事業会計決算、同じく水道事業会計決算、平成 17 年度金浦町ガス事業会計決算、同じく水道事業会計決算、平成 17 年度象潟町ガス事業会計決算、同じく水道事業会計決算。

第 2、審査の期日、平成 18 年 2 月 3 日。

第 3、審査の手続き。審査に付された各事業会計決算書等が、関係法令に準拠して作成されているか、そして当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿、証拠書類との照合など必要と認められた審査手続きを実施した。

また、関係書類、帳簿について関係職員から説明を求め、地方公営企業経営の基本原則である経済性の発揮及び公共性の確保について考察をしました。

第 4、審査の結果及び総括意見。審査に付された各事業会計の決算書、財務諸表及び附属明細書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿並びに証書類と符合し、正確であると認めた。また、各事業の経営状況及び当年度末の財政状況を適正に表示していると認めた。

しかしながら、審査の過程において下記の事項については、検討のうえ内部牽制の充実という点から配慮をお願いしたい。

棚卸等の内部牽制について。

貯蔵品等商品の実地棚卸は定期的に行われていますが、現品確認と帳簿確認及び集計作業を毎回同一人が行うことなく、複数でそして当番制で行い、チェック・検証等内部牽制機能を高めていただきたいと思います。

次に、56 ページをお開き願います。平成 17 年度仁賀保地区消防組合一般会計歳入歳出決算審査意見について。

57 ページお開き願います。平成 17 年度仁賀保地区消防組合一般会計歳入歳出決算審査意見。

第 1、審査の対象、平成 17 年度仁賀保地区消防組合一般会計歳入歳出決算。

第 2、審査の期日、平成 18 年 2 月 6 日。

第3、審査の方法。市長から審査に付された平成17年度仁賀保地区消防組合一般会計歳入歳出決算書及び同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書に基づいて、決算計数の審査を行い、その内容の確認、予算執行状況の適否について審査するとともに、関係諸帳簿及び証書類と照合しながら審査を実施した。

第4、審査の結果及び総括意見。審査に付された歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿並びに証書類と符号して、正確であると認められた。

また、決算の内容、予算執行状況などについても適正であると認められた。

次、61ページお開きをお願いします。平成17年度仁賀保地区衛生施設組合一般会計・公共下水道事業特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況の審査意見について。

62ページをお開きをお願いします。

第1、審査の対象、平成17年度仁賀保地区衛生施設組合一般会計、同じく公共下水道事業特別会計。

第2、審査の期日、平成18年2月6日。

第3、審査の方法。審査にあたっては、市長から提出された各会計の歳入歳出決算書及び同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの計数の正確性を検証するため、必要に応じて関係職員の説明を求めるとともに、提出された諸帳簿及び出納証書類との照合をしながら審査を実施した。

第4、審査の結果及び総括意見。審査に付された各会計決算書及びその附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿並びに出納証書類と符合し、正確であると認められた。

また、基金についても適正かつ効率的に運用されていたと認めました。

以上でございます。

議長（榊原均君） 御苦労さんでございました。

ここで2時35分まで休憩いたします。

午後2時22分 休 憩

午後2時35分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第58号の歳入について、総務部に関することは総務部長。

総務部長（須田正彦君） 平成17年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）の総務部関係について御説明申し上げます。

7ページをお開きください。第2表繰越明許費についてであります。8款土木費1項土木管理費、県営事業寒沢川橋梁架替工事の負担金2,950万円の繰り越しについてでございますけれども、3月

24日完成予定で工事を進めておりましたが、仮設道路やヤード等のおくれによりまして、工期が7月31日になったために繰越明許するものでございます。なお、事業費は6,883万4,000円で、負担率は42.857%で、負担金といたしまして2,950万円を繰り越すものでございます。

8ページをお開きください。地方債については、主に事業の確定により変更したものと、借入れ先の変更や高齢者住宅整備資金等の借入れ申し込みがなく廃止したものでありまして、総額で1億5,970万円の減額をいたしております。

11ページをお開きいただきたいと思います。1款市税1項市民税1目個人1節現年課税分でございますけれども、普通徴収分で2,355万4,000円の減、そして特別徴収分では1,102万9,000円の増で、差し引き1,252万5,000円の減額でございます。このものは新市へ移行する際の予算額の精度の誤差によるものでございます。2目法人1節現年課税分は3,787万2,000円の増額であります。これは1号法人の過年度分、平成16年分の修正分が2,873万8,000円の増額によるものでございます。

2項固定資産税の1節現年課税分でございます。3,431万1,000円の増額でありますけれども、このものについては、土地分といたしまして710万4,000円の増、そして家屋分が1,485万円の増、償却部分が1,235万7,000円で、合わせて3,431万1,000円の増額になったものの予算でございます。

9款地方交付税をお開きいただきたいと思います。1節地方交付税の普通交付税でございますけれども、先般、2月10日付で追加交付の決定を受け、1,185万9,000円の増額をいたしております。それからまた、特別交付税については、今後交付可能額ということで約2億4,995万8,000円を今回増額補正するものでございます。

11款分担金及び負担金の1節の総務費のほうでございますけれども、移動通信用の鉄塔施設整備事業の減額は事業費の確定によるものでございます。当初事業費が9,975万円ございましたけれども7,440万円ということで、その8分の1の事業費の減額の確定分でございます。

16ページをお開きいただきたいと思います。14款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金の1節の総務費補助金でございますけれども、このものについては、秋田県生活バス路線等維持費補助金でございます。20路線のうち14路線に対する補助金が368万円でございます。事業費が約2,181万4,000円ほどでございます。県補助が8分の1から8分の3ということでございます。事業者がまた8分の2支払っております。携帯電話の不感地の解消の支援事業費補助金は、県地債で6,500万円でございますけれども、普通交付税の算入額が約80%でございます。残りの2分の1、約1,300万円の2分の1の650万円でございますけれども、このものについては県補助で、条件といたしましては全額減債基金に積み立てることになっております。また、高速インターネットアクセス網の整備促進事業費補助金は、事業費が760万円から460万円と減額したことによりまして101万円の減額でございます。

17ページをお開きいただきたいと思います。統計調査費の委託金は額の確定による補正でございます。

18ページをお開きください。15款財産収入の1節の土地建物貸付収入は、土地4件分ということ

で、仁賀保分が3件、象潟分が1件で、面積にいたしまして2,630平米でございますけれども、94万7,000円の貸付収入でございます。

同じく15款の土地売払収入は土地1件ということで、面積が62平米、上小国でございますけれども、15万6,000円の土地の売払収入でございます。それから、3節の上浜地区財産売払収入は2件で、面積が190平米、芝電化と、国土交通省はバス停でございます。59.49平米でございますけれども、合わせて84万円の概算の売払収入でございます。

それから、2目の物品売払収入でございますけれども、1節の物品売払収入は、旧金浦町長車1台分で69万9,000円で売り払っております。

19ページをお開きいただきたいと思います。17款繰入金2項基金繰入金2目象潟中学校建設基金繰入金、1節、同じでございますけれども、敷地造成工事の予算額と請負工事額の差額5,334万円の起債充当額残額の一般財源充当分の約10%でございますけれども、540万円を基金の繰り入れの減額をいたしております。

18款諸収入の4項雑入でございます。1節の補償費でございますけれども、このものについては支障木の伐採補償金4件分でございます。相手先は東北電力が3件、国土交通省が1件となっております。同じく雑入でございますけれども、衛生施設組算決算余剰金、先ほど収入役の職務代理者のほうからも余剰金のお話がありましたけれども、衛生施設組算の決算余剰金が1億8,290万8,000円、商工組算の決算余剰金が3,091万円、合併協議会の決算余剰金が673万8,000円ほどでございます。いずれも額の確定により、今回予算計上いたしたものでございます。

あわせて20ページをお開きください。19款の市債でございますけれども、このものについては、いずれも事業費がほぼ確定したことによる1億5,970万円の減額補正でございます。

総務部関係は以上でございます。

議長（榊原均君） 次に、市民部に関することは市民部長より補足説明を求めます。市民部長。

市民部長（笹森和雄君） それでは、市民部関係の歳入について補足説明いたします。

まず、11ページをお開きください。11款1項2目衛生費分担金ですけれども、これは斎場施設管理費分担金として、合併に伴う旧金浦町の後期負担金、並びに旧金浦町と旧西目町の平成16年度の精算による356万5,000円の減額と、仁賀保最終処分場管理費分担金の精算見込みによる176万2,000円の減額であります。

12ページをお開きください。11款2項1目の民生費負担金3節の児童福祉費負担金680万円の減額でございますけれども、これは市内の保育園入園児の人数の変動によるものであります。

それから、13ページ、13款1項1目民生費国庫負担金の3節の4,040万1,000円の減額でありますけれども、これは保育所運営費負担金であります。当初に前年度ベースで積算しておりましたけれども、実績におきまして70%となる見込みのために補正したものでございます。それから、5節から9節までは人数の変動によります児童手当負担金の減額であります。

それから、14ページをお開きください。10節の生活保護費負担金1,601万4,000円の増額でありますけれども、これにつきましては、歳出におきまして医療扶助などにかかわる不足分2,135万2,000円を補正計上しておりますので、その4分の3に当たるものでございます。生活保護費に係

る負担金であります。

それから、16 ページをお開きください。14 款 2 項 2 目の民生費県補助金の 2 節児童福祉費補助金でありますけれども、この主なものとしたしましては、次世代育成支援対策交付金 749 万 8,000 円の減額と、すこやか子育て支援事業費補助金 574 万 3,000 円を増額したものが主なものでございます。

以上、市民部関係にかかわる歳入について補足説明といたします。終わります。

議長（榊原均君） 次に、産業建設部に関することは産業建設部長より補足説明を求めます。産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） 産業建設部関係の歳入について御説明をいたします。

12 ページをお開き願います。12 款 1 項 6 目の商工使用料であります。鶴泉荘の使用料でありますけれども、これは実績見込みによる減額が 390 万円でございます。それから、その下の温泉保養センターはまなすの使用料であります。9 月分を新市の歳入に計上しておりましたが、9 月 30 日に納入になったため減額させてもらうものでございます。

7 目の土木使用料でございます。今回の補正は合併後に占用申請されたもので 14 万 7,000 円、主なものとしまして電柱とか電話柱、ケーブル、工業給水管の占用料でございます。

14 ページをお開き願います。13 款 2 項 3 目の土木費国庫補助金です。住宅費の補助金でありますけれども、これも 17 年度補助金確定に伴う減額補正でございます。

16 ページをお開き願います。下のほうの 4 目農林水産業費県補助金でございます。ほとんど事業枠の減少や事業費確定による減額補正であります。それから、上のほうの農業費補助金、地域で創る水田農業支援事業費補助金であります。170 万 3,000 円の減は、やはり合併前に収納されたものと、金浦地区の事業費確定による減額であります。

17 ページでございます。上のほうの松林保護樹林帯造成事業費補助金、これは薫蒸処理、また下刈りの事業費でございます。国が 50%、県 20%の補助事業ということで、今まで松くい虫防除対策事業費に組み入れておりましたけれども、この事業、項目を設けたものでございます。松くい虫防除対策事業費は県の事業費の確定による減額 2,125 万 1,000 円となっております。3 節の水産業費補助金、これも事業費確定による減額でございます。

19 ページをお開き願います。18 款 4 項 6 目雑入 3 節の緑資源機構造林費負担金であります。これも事業量、事業費確定による減額でございます。当初 36 ヘクタールの除伐を見ておりましたけれども、1 カ所の 6 ヘクタールということで減額をするものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

議長（榊原均君） 次に、教育に関することは教育次長から補足説明を求めます。教育次長。

教育次長（佐藤定夫君） 教育委関係の補正予算の主なものの説明をいたします。

歳入の部ですけれども、12 ページをごらんになっていただきます。12 款使用料及び手数料の 1 項 8 目教育使用料 2 節の社会教育施設使用料の 70 万円の減額でありますけれども、これは白瀬記念館の入館料でありまして、当初、入館者を 1 万 8,000 人見込んでおりましたけれども、愛知万博開催があって、観光会社がそちらのほうにツアーを組んだことなどで、客足が落ちたためと思われま

す。

次、14ページをごらんになっていただきます。13款国庫支出金2項4目教育費国庫補助金3節の幼稚園就園奨励費補助金の増額でございますけれども、これにつきましては予算見積もりということで、当初予算では前年度の実績で予算計上しておいたものですが、年度途中で事業が確定したために増額になったものでございます。

次に、17ページをごらんになってください。14款県支出金2項7目教育費県補助金2節のすこやか子育て支援事業費補助金の減額でございますけれども、これも当初では前年度の実績で予算計上しておいたものを、事業が確定したために減額補正するものでございます。

次、19ページをごらんになっていただきます。16款寄附金1項2目教育費寄附金1節教育費寄附金、これにつきましては、フェライト子ども科学館の運営費用として寄附をいただいております。

次、20ページをごらんになっていただきます。20ページの雑入、奨学資金無償譲渡債権の返済金でございますけれども、これにつきましては、仁賀保町の奨学会で貸し付けした育英資金の返済金でございます。

同じく20ページの19款市債1項7目教育債1節公立学校整備事業債の減額は、用地造成工事が当初予定よりも安く落札されたことに伴い、工事費の減額をするため起債を減額するものであります。

以上で教育委関係の歳入の主なものの説明を終わります。

議長（榊原均君） 次に、消防に関することは消防長から補足説明を求めます。消防長。

消防長（高橋誠君） それでは、消防関係の歳入について御説明を申し上げます。

20ページをお開きください。19款市債1項6目消防債1節消防債は420万円の減額となっておりますが、これは消防ポンプ自動車CD型、40立方メートルの防火水槽の新設工事分の落札価格が下がったため起債額が減額となったものでございます。

以上であります。

議長（榊原均君） 次に、歳出について総務部に関することは総務部長から補足説明を求めます。総務部長。

総務部長（須田正彦君） 総務部関係の歳出の補足を御説明申し上げます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費2節給料、3節職員手当等、4節共済費でございますけれども、特別職の人件費の減額と一般職の退職手当事業の負担金608万円の増額であります。このものについては、一般退職手当事業の負担金については8名分でございます。

23ページをお開きいただきたいと思っております。19節負担金補助及び交付金の生活バス路線等の維持費補助金ですが、3,600万7,000円でございますけれども、20路線に対する羽後交通への補助金でございます。

2目の財政管理費25節の積立金でございますけれども、財政調整基金積立金は4億4,992万3,000円を今回積み立てすることにより、今年度の積立金は5億円となります。10月1日現在の基金額は4億円、そして12月末で5,000万円ということで、今年度末の基金額は9億円となる予定でございます。

ます。また、減債基金ですけれども、携帯電話の不感地の解消支援事業県補助金ということで 650 万円県補助がありますけれども、これを含めて 1,000 万円にいたしまして、今年度の減債基金積立金は 6,000 万円となります。

続きまして、15 節の工事請負費ですけれども、このものについては、みどり中央公園整備工事のほか 2 件分の落札価格による減額が 118 万円でございます。

それから、24 ページをお開きください。19 節の負担金補助及び交付金の、にこにこ定住促進補助金でございますけれども、このものについては、1 件 25 万円の 7 件分で見えておりましたけれども、そして結婚祝い金、1 組 5 万円ということで、計合わせて 180 万円見えておりましたけれども、該当者がいなかったための減額でございます。

それから、11 目の交流促進事業費でございますけれども、9 節の旅費の特別旅費 19 節の負担金補助及び交付金の金浦海外交流事業補助金は、いずれもニュージーランドとの国際交流事業の延期に伴う減額でございます。

25 ページをお開きください。13 節委託料は、いずれも各業務委託の精算見込みによる減額でございます。

なお、15 節工事請負費は、移動用通信鉄塔工事の請負差額による減額、また、19 節負担金補助及び交付金は、事業費の確定による減額となっております。

続きまして、44 ページをお開きいただきたいと思っております。12 款公債費 1 項公債費 1 目元金、2 目利子の 23 節の償還金利子及び割引料は、旧町において平成 17 年度予算編成終了後に平成 16 年度末まで繰上償還を行った結果、新市にその分の元金及び利子の予算が引き継がれたため今回減額補正するものでございます。

総務部関係の歳出については以上でございます。

議長（榊原均君） 次に、市民部に関することは市民部長から補足説明を求めます。市民部長。

市民部長（笹森和雄君） それでは、市民部関係の歳出について申し上げます。

27 ページをお開きください。2 款 7 項 3 目の防犯街灯等の対策費の 11 節需用費の光熱水費でございますけれども、これは防犯街灯の電灯料に不足が生じたので、205 万円の増額補正をお願いしてございます。それから、13 節の委託料 22 万 4,000 円ですが、防犯対策の一環といたしまして、道路運送車両法の安全基準の運用の見直しによりまして、交通指導車を使用して安全パトロールを行う際に、青色の回転灯を装備するもので、防犯パトロール車としての機能を高めまして、意識の高揚と防犯活動に活用するためのものでございます。

それから、同じページ、3 款 1 項 1 目の社会福祉費の 13 節委託料の 30 万 1,000 円の減額は、仁賀保の忠霊塔の移設工事に伴います設計監理の請負差額であります。それから、19 節の負担金補助及び交付金の 36 万円の減額ですが、これは社会福祉協議会への委託事業のうち、補助対象事業の内容変更によるものであります。

それから、28 ページをお開きください。3 款 1 項 2 目の老人福祉費の 23 節償還金利子及び割引料 201 万 3,000 円でございますが、これは社会福祉施設用地取得造成事業の償還金でありましたけれども、暫定の本予算に計上していなかったために今回補正をお願いしたものでございます。

それから、同じく3款1項の3目の身体知的障害者福祉費の20節の扶助費1,007万4,000円は、身体障害者施設支援費負担金、それと、知的障害者施設支援費の増額等が主なものであります。

それから、29ページ、3款1項4目の介護予防・地域支え合い事業費13節の委託料270万円の減額補正ですが、これは外出支援、軽度生活援助、それからショートステイ、ヘルパー派遣、配食サービスなど、当初見込みと事業量の差が出たものでございます。20節扶助費についても同じでございます。

それから、5目の介護保険事業費の19節負担金補助及び交付金578万4,000円の減額であります。これは本荘由利広域市町村圏組合への負担金の精算によるものでございます。

それから、30ページ、3款2項2目の児童運営費の19節負担金補助及び交付金の2,579万7,000円の減額は、ゼロ歳児から1歳児の子供さんの入所児童が当初見込みより少なかったために、保育所運営費負担金の減額によるものが主なものであります。

それから、31ページですが、3款3項2目扶助費の20節の扶助費2,135万2,000円の増額でございますけれども、歳入でも申し上げましたけれども、医療扶助費の増額に伴うものでございます。

それから、3款4項2目保健医療費の28節繰出金1,090万1,000円は、国保特会に繰り出すもので、旧象潟町分のものでございます。内訳といたしましては、保険基盤安定分が717万6,000円、財政安定化支援分が372万5,000円であります。

それから、31ページの4款1項2目の母子保健事業費です。これの13節の委託料161万5,000円は、インフルエンザの予防接種者が当初見込みより増加したための増額補正であります。

それから、同じく5目の保健センター管理費の15節工事請負費でございますけれども、24万4,000円の増額補正をお願いしておりますけれども、これは筋力トレーニング機器を仁賀保のスマイルの機能回復訓練室に設置するために、現在設置されているオキシライザーというものがございます。これは水道水をアルカリイオン水と酸性水に分解する装置だそうで、アルカリイオン水は飲料、酸性水は消毒用に使っているということでございますが、この機械装置の移設する工事費でございます。

それから、32ページの6目環境衛生費の13節委託料177万1,000円、それから15節工事請負費2,918万円は、いずれも象潟斎場建設にかかわる請負差額による減額であります。

それから、19節負担金補助及び交付金311万円の減額は、当初設置予定しておりました合併浄化槽の8人槽2基分、5人槽1基分を予定していましたが、象潟地区において7人槽1基分を補助していますが、今後予定ありませんので減額したものが主なものであります。金浦地区においては合併前に1基分を補助してございます。

それから、4款2項の3目最終処分場管理費の11節の需用費の医薬材料費92万8,000円の減額は、仁賀保処分場の埋め立て量が少なく、汚れがなかったために薬品の投薬が必要でなくなったため減額したものでございます。

それから、4款3項1目、32ページですが、水道整備費28節の減額は、簡易水道特会への繰り出し分でございます。

以上でございます。

議長（榊原均君） 次に、産業建設部に関することは産業建設部長から補足説明を求めます。産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） 産業建設部関係の歳出について御説明をいたします。

33 ページをお開き願います。6 款 1 項 1 目、2 目は特段説明することはありません。

3 目農業振興費、これは事業費確定に伴う減額であります。

4 目の集会施設管理費でございます。これは象潟構造改善センター、都市農村交流センターの維持管理を計上しております。

5 目の生産調整推進対策費であります。これも事業費確定に伴う減額が主でございます。

34 ページの真ん中付近の 7 目農村整備総務費 28 節の繰出金 851 万 9,000 円でございますが、これは農業集落排水事業特別会計の事業費の減と予備費などの調整によつての減額するものであります。

2 項の林業費 2 目の林業振興費であります。11 節の需用費 60 万円修繕料ありますが、これは象潟にあります製炭施設の修繕料でございます。炭窯の修繕でございます。15 節工事請負費は中島台木道等の設置工事の請負差額を減額するものでございます。

次のページでございます。3 目の一般造林事業費、これも事業費確定による精算であります。

4 目の松くい虫防除対策事業費、これも事業量の減少と事業費確定による減額補正であります。松林修景事業委託料、これ、83 万円あります。これは仁賀保地区の枯損木の伐倒処理ということで補正してございます。

3 項の水産業費 2 目の水産振興費 19 節関係でございます。下のほうの漁村漁港活性化対策事業費負担金が 70 万 2,000 円減額になっておりまして、上のほうが漁港高度利用促進事業費負担金が 70 万 2,000 円増額になっておりますけれども、下のほうは工事費の確定により減額いたしまして、上のほうの 70 万 2,000 円については平沢漁協のしゅんせつのため 70 万 2,000 円を増額するものであります。

次のページをお開き願います。説明の上のほうになります。地域水産物供給基盤整備負担金、これは金浦漁協の沖の防波堤のケーソン製作、残土処理、護岸工事の事業費として 488 万円を計上するものでございます。

3 目の漁港費、工事請負費 50 万 5,000 円の減であります。小砂川海水浴場の南側にあります消波ブロックの設置工事の請負差額を減額するものであります。漁港斜路等と、等となっていますけれども、等に当てはまるものでございます。

7 款 1 項 2 目商工振興費でございます。上のほうの特産品開発助成金であります。これについては今のところ助成金 2 件分、80 万 6,000 円を計上しております。それから、中小企業振興資金補償料の補給金 26 万 7,000 円ですけれども、現在、見込額が 977 万 8,000 円ということで不足分を計上してございます。それから、秋田県の経営安定資金融資保証料補助金であります。今回の補正は 17 年の 11 月 1 日から 18 年の 1 月 20 日までの 8 件分に係る補助金を 314 万 2,000 円を計上してございます。

2 項観光費 1 目の観光総務費でございます。特に御説明するところはありません。

次のページ、2目観光施設費でございます。これも請負差などの精算見込みによる減額でございます。25節積立金は3万9,000円で基金の利子を積み立てするものであります。

下のほうの2目の公園管理費であります。これも精算見込みにより減額するものでございます。

8款1項1目土木総務費でございます。上のほうにあります、寒沢川橋梁架替工事負担金150万円の補正でありますけれども、現在施工中の寒沢川については、橋と取りつけ工の増嵩、橋台の翼壁の増嵩、高欄延長の増嵩などにより増額するものでございます。

2項の道路橋梁費の財源振替でございますが、これは地方債対象の事業費確定により地方債の額を減じてその分を一般財源で対応するというものであります。

8款4項2目都市公園事業費22節86万1,000円の減は、仁賀保運動公園内の電柱移転、柵変更により減額するものでございます。電線張りかえが不要になったためという理由でございます。

次の39ページの上のほうになります、1目住宅管理費でございます。住宅修繕料、実績により計上させていただいております。

以上で産業建設部関係の歳出の主なものについて御説明を終わります。

議長（榊原均君） 次に、教育に関することは教育次長から補足説明を求めます。教育次長。

教育次長（佐藤定夫君） 教育委関係の歳出の主なものにつきまして御説明いたします。

40ページをごらんになっていただきます。10款1項3目教育助成費の19節負担金補助及び交付金でございますけれども、幼稚園奨励費補助金の増額とすこやか子育て支援補助金の減額につきましては、事業費が確定したことによるものでございます。

次に、41ページをごらんになってください。10款3項1目学校管理費22補償補填及び賠償金につきましては、これは仁賀保中学校の建設の用地取得に伴う立ち木補償金で、当初見込みよりも立ち木の量が多くなっていたため増額するものであります。

同じく41ページの4目象潟中学校建替事業費の減額ですけれども、これは工事の請負差額の減でございます。

以上で教育委関係の歳出の主なものの説明を終わります。

議長（榊原均君） 次に、議会に関することは議会事務局長から補足説明を求めます。

議会事務局長（竹内享一君） ページはさかのぼって恐縮でございますが、22ページになります。議会費関係でございますが、47名でスタートした議会でございますが、2名減になっております。それに伴って報酬の減額でございます。

それから、18節に備品購入費として69万9,000円載っておりますが、これは新議会が構成されましたときに、議員控室のためにロッカー、あるいはテーブル、いす等の備品購入費でございます。

以上でございます。

議長（榊原均君） 次に、消防に関することは消防長から補足説明を求めます。消防長。

消防長（高橋誠君） それでは、消防関係の歳出について補足説明をいたします。

39ページをお開きください。9款消防費1項1目日常備消防費19節負担金補助及び交付金の減額であります、これは消防大学校予防課と火災調査課へ入校を希望いたしましたが、平成17年度は秋

田県枠が少なく、当消防本部に割り当てがなく、入校できなかったための減額であります。

2目非常備消防費9節旅費の減額は、消防団員の減員、また、各種行事へ参加できなかった団員がいたため費用弁償の減額であります。

また、19節負担金補助及び交付金の減額ですが、これは消防団福祉共済への負担金でありまして、これは団員の減員数での支払いとなりますので、その団員の減少分の減額となっております。

それから、3目消防施設費15節工事請負費の減額は、防火水槽新設工事に伴う入札差額の減額でございます。

以上です。

議長（榊原均君） 次に、選挙及び監査委員に関することは選管事務局長兼監査員委員事務局長から補足説明を求めます。局長。

選挙管理委員会事務局長（佐藤正記君） それでは、選挙管理委員会関係と監査委員関係を御説明申し上げます。

26ページをお開きください。2款4項1目選挙管理委員会費81万1,000円の減額は、これは選挙管理委員の報酬と費用弁償ですけれども、旧3町おのおの6ヵ月間分のその分を新市の予算に計上したためにこのような減額補正となります。

3目の市長選挙費については、当初4名の立候補者を見ておりましたけれども、2名の立候補者で終わりました関係で、その中でも公費負担が市長の場合は、選挙運動用に係る自動車、それからポスター掲示場の印刷費、それと、もう一つは選挙運動用のはがき8,000枚についてですけれども、これを1人105万円ほど予算がかかります。その2名分の210万円が主なものです。

次に、27ページの2款6項監査委員費ですけれども、これについても監査委員の2名の報酬と費用弁償、選挙管理委員会と同じようにして旧3町の6ヵ月間分を新市の予算に見ましたために減額補正となります。

以上です。

議長（榊原均君） 次に、議案第59号から議案第62号までについて市民部長から補足説明を求めます。市民部長。

市民部長（笹森和雄君） それでは、議案第59号国保特会の事業勘定補正予算（第1号）について補足説明いたします。

6ページの歳入から御説明いたします。4款1項1目1節の療養給付費等負担金の現年度分でございますが、これは国庫負担金申請額の確定によりまして2,752万8,000円を減額するものでございます。

次に、4款2項1目1節財政調整交付金953万9,000円であります。これは金浦の医療費が12月末前年度対比で122.67%伸びております。国から交付される普通調整交付金の増額が見込まれるために補正するものであります。

次に、5款1項1目1節療養給付費交付金の現年度分2,238万3,000円ですが、これは退職分として支払基金から交付されるものですが、これも金浦の退職分の医療費が伸びておりまして、交付金の増額が見込まれるために補正するものであります。

次に、7款1項1目1節高額医療費共同事業交付金1,114万9,000円ではありますが、これは70万円を超える高額医療費に対しまして、超えた分につきまして国保連合会から交付されるものでありますが、今年度の交付申請額の確定によりまして補正するものであります。

次に、7ページであります。9款1項1目1節の一般会計繰入金1,090万1,000円は、国と県から入る保険基盤安定負担金が確定したことによります保険基盤安定繰入金717万6,000円と、財政安定化支援事業繰り入れ分372万5,000円を象潟分として補正するものであります。

次に、8ページの歳出であります。2款1項1目の19節の負担金2,709万5,000円は、金浦の一般被保険者の医療費が12月末の前年度対比におきまして30.69%伸びております。この不足分の見込額を補正するものであります。

それから、2目19節の負担金4,692万9,000円は、仁賀保と金浦の退職被保険者の医療費が不足すると見込まれるために補正するものでございます。

次に、2款2項1目19節の負担金、減額の1,000万円は、仁賀保の一般の高額療養費負担金が余ると見込まれるために、また、2目19節の負担金356万4,000円は、退職被保険者等高額療養費負担金が不足されると見込まれるためにそれぞれ補正するものであります。

次に、9ページ一番下であります。5款1項1目19節の負担金、減額の221万8,000円は、高額医療共同事業拠出金として国保連合会へ納める拠出金を減額するものであります。

次に、10ページであります。6款1項1目13節の委託料21万5,000円は、医療費通知作成に係る委託料の不足分として補正しているものであります。

国保については以上でございます。

続きまして、議案第60号国保特会の施設勘定の補正予算(第1号)について説明いたします。

歳入はございませんが、歳出について、6ページ、1款1項1目一般管理費11節需用費の燃料費23万2,000円ですが、灯油代の不足分であります。その他は計数整理によるものであります。また、18節の備品購入費100万円は、未発注分を除きまして減額補正したものであります。

それから、2款1項1目の医療用機械器具費の18節備品購入費についても同じく未発注のものを除いた分、300万円を減額補正したものであります。

また、7ページ、5款2項1目財政調整基金として400万円を積み立てするものであります。

以上が議案第60号の補足説明とさせていただきます。

次、議案第61号老人保健特別会計の補正予算(第1号)について御説明いたします。

6ページの歳入であります。2款1項1目2節の過年度分の減額425万9,000円は、国庫負担金と国への返還金との相殺による減額であります。

また、3款1項1目2節の過年度分の減額185万2,000円は、県負担金と県への返還金との相殺による減額であります。国と県と合わせて611万1,000円ほどの減額となります。

次に、7ページの歳出であります。2款1項1目23節の償還金611万1,000円の減額は、さきに申しあげましたとおり、国と県に対する旧金浦町分の過年度分返還金の減額であります。

続きまして、議案第62号簡易水道特会の補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

ほとんどが精査の上の減額ではありますが、歳入の主なものといしましては、6ページ、1款1

項 1 目負担金の 1 節負担金 32 万 1,000 円は、大須郷と川袋地区からの水質検査のための負担金であります。

また、4 款 1 項 1 目一般会計繰入金 402 万 2,000 円の減額であります。これは職員給与費分であります。

歳出の主なものといたしましては、7 ページ、歳出、7 ページの歳出につきましては、ほとんどが精査によります計数整理したものでございます。

以上です。

議長（榊原均君） 次に、議案第 63 号について産業建設部長から補足説明を求めます。産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） 議案第 63 号について補足説明をいたします。

7 ページをお開き願います。2 の歳入、1 款 2 項分担金であります。これは上浜中央地区に係る事業費分担金、小砂川地区の 4 人分でございます。

それから、1 目の使用料 260 万円の減額でありますけれども、これは見込み違いによる減額であります。

3 款 1 項県補助金であります。これも事業費確定の減額であります。当初から見ますと事業費が 4,040 万円の減となっておりますので、その 50%になります。

1 目の一般会計繰入金、これも事業費の減と請負差額などから減額するものであります。

8 ページをお開き願います。1 目の市債、既定額より 2,970 万円減額して 2 億 9,730 万円とするものであります。これも事業費確定による減額でございます。

続いて、歳出でございます。9 ページです。1 目の一般管理費 11 の需用費、消耗品費 100 万円の減額でありますけれども、これは、消毒剤、脱臭剤の見積もりの差額と、各地区の在庫管理の調整によるための減額でございます。13 節委託料では、各処理場や管の清掃委託などの精査による減額でございます。

2 款 1 項 1 目の下水道事業費 13 節の委託料でございます。これも上浜中央地区の工事に係る調査設計料であり、事業費の確定により減額補正するものであります。250 万円です。

10 ページをお開き願います。15 節の工事請負費 4,789 万円の減額は、管路工事等の請負差額や事業費確定により減額するものであります。

予備費 1 項の予備費 438 万 2,000 円を減額するものです。

以上で終わります。

議長（榊原均君） 次に、議案第 64 号及び議案第 65 号についてガス水道局長から補足説明を求めます。ガス水道局長。

ガス水道局長（宮崎俊雄君） それでは、議案第 64 号平成 17 年度にかほ市ガス事業会計補正予算について御説明申し上げます。

おおむね工事等額の確定による計数整理が主なものでございます。

それでは、補正予算の 1 ページをごらんいただきます。収益的収入及び支出の補正では、さきの 3 条で定められております予定額を補正するものであります。

収益的収入の予算、ガス事業収益 2 億 1,731 万 1,000 円を 21 万 6,000 円減額して 2 億 1,709 万 5,000 円とするものでございます。内訳は、第 1 項ガスの売上収益 1 億 8,422 万 6,000 円、これを 420 万 3,000 円を増額して 1 億 8,842 万 9,000 円とするものでございます。理由は、ガスの売り上げの増でございます。

それから、第 2 項の営業雑収益ですが、3,295 万 4,000 円を 441 万 9,000 円を減額して 2,853 万 5,000 円とするものでございます。これは受託工事収益の減によるものでございます。

それから、収益的収入支出のガス事業費用でございますが、2 億 1,642 万 3,000 円を 441 万 4,000 円を増額しまして 2 億 2,083 万 7,000 円とするものでございます。

内訳ですが、第 2 項で採取製造費 8,162 万 9,000 円を 250 万 5,000 円増額しまして 8,413 万 4,000 円とするものでございます。これは購入します原ガスの増によるものでございます。

同じく 3 項の供給販売 6,460 万 2,000 円を 370 万円増額しまして、6,830 万 2,000 円とするものでございます。これはガスの検満メーター等の交換の委託作業費の増でございます。

同じく 5 項営業雑費用 3,152 万 5,000 円を 179 万 1,000 円減額しまして 2,973 万 4,000 円とするものでございます。委託工事費の減によるというものでございます。

それから、補正予算の 2 ページをごらんになっていただきます。資本的収入及び支出の補正では、第 4 条で定められた予定額の補正でございます。

資本的収入及び支出の資本的収入の総額を 8 億 8,832 万 8,000 円、これを 1 億 7,248 万円減額しまして、7 億 1,584 万 8,000 円とするものでございます。

内訳は、第 1 項の企業債 7 億 7,050 万円、これを 1 億 350 万円減額して 6 億 6,700 万円とするものでございます。減額の理由としましては、13A ガス製造所、それから仁賀保、金浦、象潟の供給所、それから、それに伴います導管入れかえ、熱量変更作業に係る起債申請等の額の確定によるものでございます。

それから、第 2 項負担金 1 億 684 万円、これを 6,193 万 7,000 円減額しまして 4,490 万 3,000 円とするものでございます。理由は、公共下水道等の事業の精算によるものでございます。

第 3 項の補助金 1,098 万 7,000 円を 704 万 3,000 円を減額しまして、394 万 4,000 円とするものでございます。これは熱量変更作業の調整員を派遣しておりますが、その精算の見込みでございます。

それから、資本的収入及び支出の資本的支出の総額でございます。8 億 9,707 万 2,000 円、これを 2 億 167 万 4,000 円を減額しまして、6 億 9,539 万 8,000 円にするものでございます。

内訳ですが、建設改良費、これが 6 億 7,441 万 1,000 円、これを 1 億 8,083 万 9,000 円減額しまして 4 億 9,357 万 2,000 円とするものでございます。さきに申し上げました 13A ガスの製造所の建設工事、それから仁賀保、金浦、象潟の供給所の設備工事、導管の入れかえ工事等の精算の見込みによるものでございます。

同じく 3 項開発費 2 億 1,590 万円、これを 2,083 万 5,000 円減額しまして 1 億 9,506 万 5,000 円とするものでございます。これは熱量変更事業等の精算によるものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第 65 号にかほ市水道事業会計補正予算（第 1 号）を御説明いたします。

水道のほうもおおむね工事等が確定しておりますので、その計数整理が主なものでございます。

補正予算の 1 ページをごらんになっていただきます。収益的収入及び支出の補正では、さきの 3 条予算で定められた予定額を補正するものでございます。

収益的収入及び支出の第 1 款水道事業収益 2 億 3,121 万 3,000 円を 385 万円減額して 2 億 2,736 万 3,000 円としたところでございます。

内訳ですが、第 1 項の営業収益 2 億 2,846 万 2,000 円、これを 385 万円減額しまして、2 億 2,461 万 2,000 円とするものでございます。理由は、給水水量の減によるものでございます。

同じく支出のほうですが、第 1 款水道事業費用 2 億 1,556 万 1,000 円、これを 408 万円減額しまして、2 億 1,148 万 1,000 円とするものでございます。理由は、水源地、それから浄水場等の電気料の減でございます。

それから、第 1 項の営業費用 1 億 7,966 万 1,000 円、これを 594 万円減額しまして 1 億 7,372 万 1,000 円とするものでございます。理由は給水水量の減少によるものでございます。

第 2 項の営業外費用 3,229 万 6,000 円、これを 186 万円増額しまして 3,415 万 6,000 円とするものであります。これは企業債利息の当初予算の計上の違算による修正分でございます。

続きまして、2 ページをごらんになっていただきます。資本的収入及び支出の補正ですが、これはさきの 4 条で定められた予定額の補正であります。

資本的収入及び支出の資本的収入総額を 3 億 6,441 万 7,000 円、これを 1 億 146 万円減額しまして、2 億 6,295 万 7,000 円とするものでございます。

内訳は、第 1 項の企業債 2 億 2,520 万円、これを 3,590 万円減額しまして 1 億 8,930 万円とするものでございます。理由としましては、建設事業精算による起債申請額の確定等でございます。

同じく第 2 項負担金 1 億 726 万 1,000 円を 6,500 万円減額しまして 4,226 万 1,000 円とするものでございます。これについては公共下水道等の精算による負担金の確定によるものでございます。

第 3 項補助金 3,195 万 5,000 円、これを 56 万円減額しまして 3,139 万 5,000 円とするものでございます。理由は、簡易水道統合整備、それから老朽管等の工事の補助金の確定によるものでございます。

同じく資本的収入及び支出の資本的支出の総額でございます。5 億 1,633 万 5,000 円、これを 9,077 万 4,000 円減額しまして 4 億 2,556 万 1,000 円とするものでございます。

その内訳は、第 1 項建設改良費 4 億 7,262 万 4,000 円、これを 9,030 万 7,000 円減額しまして 3 億 8,231 万 7,000 円とするものでございます。これについては建設改良工事等の額の確定によるものでございます。

同じく第 2 項企業債償還金ですが、4,371 万円、これを 46 万 7,000 円減額しまして 4,324 万 3,000 円とするものでございますが、理由は事業等の確定によるものでございます。

以上でございます。

議長（榊原均君） しばらく休憩いたします。

午後 3 時 49 分 休 憩

午後 4 時 00 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 66 号の歳入について総務部に関することは総務部長から補足説明を求めます。総務部長。

総務部長（須田正彦君） 平成 18 年 3 月定例議会の当初予算の概要、歳入のほうの総務部関係を御説明申し上げますけれども、最初に、10 ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 表では、象潟中学校建替事業費として、18 年度予定事業として、校舎の工事と武道場の建設ということで 7 億 100 万円、そして 19 年度事業として、校舎の外構工事、運動場等の事業費として 10 億 2,200 万円、合わせて 17 億 2,300 万円を、継続費を設定して、2 カ年の継続費を設定して予算措置をいたしたところでございます。

次に、第 3 表地方債でございますが、地域振興基金積立金として、合併特例事業 2 億 8,500 万円、象潟中学校に伴う公立学校整備事業債 4 億 4,700 万円外 21 件で、総額で 16 億 4,890 万円の市債を予算計上いたしております。

続きまして、14 ページをお開きいただきたいと思います。1 款 1 項 1 目 1 節個人市民税の現年課税分の内訳は、8 億 1,813 万 6,000 円でございますけれども、普通徴収分といたしまして 2 億 6,253 万 6,000 円、特別徴収分は 5 億 5,330 万円で、前年対比の約 14.5%の増であります。増収分の主な内訳は、定率減税が 15%から 7.5%に改正された分の増収分が普通徴収分で 1,181 万 6,000 円、特別徴収分で 3,458 万 1,000 円と、均等割が 1,500 円から 3,000 円に引き上げられたことによる税法改正による均等割等、また、老年者控除の廃止や所得控除等による市民税の増収が 1,579 万 8,000 円の増を見込んでおります。通常より 2.2%の増収の見込みでございます。

2 目 1 節法人市民税の現年課税分は、前年当初対比で 7,265 万 1,000 円の増収でございますけれども、約 18.6%の増でありますけれども、これは 1 号法人の会社が薄型テレビ、携帯、オーディオ等の生産台数の増加や、自動車電装分野等の需要も安定した伸びを見せておまして、05 年度の第 3 四半期の連結決算分野で 27.5%の利益を見込んでおります。こうしたことによる法人税の税収が平成 17 年度では約 8 億 8,335 万円ほど見込まれることから、当初予算では均等割分が 441 社で 5,091 万円、法人割分が 4 億 1,230 万 6,000 円で、対前年比では 52.4%で、合計では 4 億 6,321 万 6,000 円を見込んで予算を計上いたしております。

2 項 1 目 1 節固定資産税の現年課税分は 14 億 5,006 万 3,000 円でございますけれども、このものについては、土地分といたしまして見込んでおりますけれども、償却資産、また、固定資産等土地家屋等の金額を予算計上いたしております。また、国有資産等については、前年並みに予算を計上いたしております。

また、軽自動車税についても前年実績を見込んだ予算計上にいたしております。

15 ページをお開きいただきたいと思います。4 項 1 目 1 節の市のたばこ税の現年課税分は、対前

年比の2.7%減で、1億5,594万3,000円を見込んでおります。

また、6項1目1節の入湯税の現年課税分は、対前年比の4.2%増を見込んでおります。

2款1項1目1節の所得譲与税は、算定方法が従来から変わりました。前は1人当たり幾らという金額でございましたけれども、平成18年から変わっております。算定方法の中身といたしましては、所得譲与税が8,300億円のうち約4,436億6,000万円について、平成17年度の所得譲与税の各市町村分といたしまして、額が1億671万6,000円、また、残りの残額の3,836億4,000万円については、平成17年度の市町村民税の所得割の納税義務者、にかほ市は1万1,189人、そして課税総所得金額を用いて算出した各自治体の税源移譲を見込額で案分した金額が約1億856万1,000円ほどを見込んでおります。なお、課税総所得金額につきましては、にかほ市といたしまして約180億4,051万1,000円を見込んで計算しております。こうしたことから、予算では2億1,500万円を予算計上いたしております。

16ページの自動車重量譲与税については、対前年度の実績見込みの96%ほどを見込んで予算を計上いたしております。

また、地方道路譲与税については、前年実績決算見込みの96%の7,500万円を見込んで予算を計上いたしております。

3款の利子割交付金については、決算見込額の95%の1,600万円を予算計上いたしております。

また、4款の配当割交付金についても、決算見込額の95%の220万円を予算計上いたしております。

17ページをお開きいただきたいと思います。株式等譲渡所得割交付金は平成17年の決算見込額の95%の1,110万円、そして6款1項1目の地方消費税については、平成17年決算見込額の98%を見込んでおります。

また、ゴルフ場についても、自動車取得税交付金についてもほぼ前年の実績を勘案しながら予算を計上いたしているところであります。

18ページをお開きください。地方特例交付金については、平成17年の決算見込額の約80%の8,600万円を予算計上いたしております。

10款1項1目1節地方交付税の普通交付税については、地財計画でも約5.9%の減額が地方財政計画の中でも示されております。本市においての平成17年度の地方交付税といたしまして、普通地方交付税としまして41億9,871万円が交付されております。特別交付税の見込額は今年度約7億2,000万円ほど見込んでおりますが、普通交付税といたしまして、対前年比の14%、また、福祉事務所が新市になりまして新たに設置されたことに伴いまして、新たに基準財政需要額に福祉事務所の設置に伴う経費といたしまして約1億2,000万円ほどが見込まれる予定でございます。そうしたことから、本年度については40億円を計上いたしております。また、特別交付税については、前年度決算見込額が3億2,877万1,000円ということで、通常分でございますけれども、94%分を見込んでおります。また、合併に伴う総括的経費として2億1,070万6,000円ほど今年度見込まれることから、総額で特別交付税については約5億円を見込んで予算を計上いたしております。

11款の1項の交通安全対策特別交付金については、前年度実績を勘案しながら予算計上をいたし

ております。

28 ページをお開きいただきたいと思います。15 款の 2 項の 1 目の 1 節総務費県補助金は、合併特例交付金 1 億 2,000 万円、これは昨年より 5 ヶ年間で総額 6 億円の合併に関する補助金でございます。交付金でございます。

続いて、地籍調査事業費 150 万円については、現在、金浦地区がオンライン化されておられない関係上、金浦地区全域で 18.33 平方キロメートルをデジタル化にいたしまして、5 ヶ年間で推進して回っていききたいという事業費が約 200 万円ほどでございますけれども、この 75%が国県補助でことしの分の歳入のほうに見込んでおります。なお、この事業につきましては、市分の 80%が特交で措置される予定になっております。

それから、31 ページをお開きください。3 項委託金 1 目 2 節徴税费委託金 2,361 万 2,000 円は、個人県民税徴収取扱委託金で、これは県民税が約 3 億 3,131 万 6,000 円の 7%の取り扱いの委託金を見込んで予算を計上いたしております。

続きまして、32 ページをお開きいただきたいと思います。16 款 1 項財産運用収入 1 目財産貸付収入、土地建物貸付収入の現年度分の内訳といたしまして、総務部関係分だけお知らせいたします。土地貸付料ということで 31 件で 2,362 万 5,000 円ほどでございます。また、駐車場の貸付料といたしまして、104 件分で 401 万 7,000 円、そして建物貸付料ということで 30 件分、239 万 4,000 円を見込んで予算を計上いたしております。土地の主なものといたしましては、T D K や快明寮、そして雇用促進事業団、並びに金浦町にありますマックスバリュ、象潟町地内では N T T 関係の土地の使用料になっております。

33 ページをお開きいただきたいと思います。16 款の財産収入の 2 目の利子及び配当金については、各基金からの預金利子が主なものであります。各種基金の支出等については出納整理期間後に基金積立する予定でございますので、今回はそういう形で予算を計上いたしております。

それから、3 目の 1 節の基金運用収入は、土地開発基金の運用収入でございます。このものについては 3 件で 239 万 9,820 円と、駐車場の貸付金が 9 件で 54 万 6,000 円ほどでございます。こうしたものが基金運用収入になっております。

35 ページをお開きいただきたいと思います。繰入金 2 項基金繰入金 1 目 1 節財政調整基金繰入金については、17 年度末残高見込みが 9 億円でございますので、繰入金としては 18 年度に 4 億円を繰り入れするもので、当初での基金残高は 5 億円となる見込みでございます。

なお、2 目の象潟中学校建設基金繰入金については、17 年度末基金残高見込みが 4 億 9,872 万 8,000 円、本年度から建設いたします象潟中学校の建設事業費に 1 億 4,900 万円を繰り入れし、財政運用を図ってまいりたいというふうに考えております。

38 ページをお開きいただきたいと思います。20 款の諸収入の 4 項の雑入 6 目雑入でございます。共済金 479 万 2,000 円については、金浦と象潟分の防災行政無線がまた落雷により送信板が雷の直撃を受けたものでありまして、その被害の落雷の損害共済金でございます。それから、あと風力発電の周辺設備協力金は、昨年度同様の 1,250 万円で、仁賀保高原並びに西目地区にあります風力発電からの協力金でございます。

41 ページをお開きいただきたいと思います。市債については総務債ということで2億8,500万円については、合併市町村の振興基金造成を今後毎年度3億円ずつするというので、6カ年で18億円の基金積立をする予定でございますけれども、こうした合併特例事業によります市債でございます。

総務部関係の歳入については以上でございます。

議長（榊原均君） 次に、市民部に関することは市民部長から補足説明を求めます。市民部長。

市民部長（笹森和雄君） それでは、市民部所管の歳入について御説明申し上げます。

18 ページをお開きください。12 款 1 項 1 目 1 節の衛生費分担金でございますけれども、これは旧西目町と締結している仁賀保最終処分場利用の協定に基づく分担金と、同じく仁賀保斎場施設の管理費分担金であります。

19 ページをごらんください。12 款 2 項 1 目の 1 節社会福祉費負担金現年度分 472 万 2,000 円は、老人保健施設の養護老人ホーム寿荘、それから焦風苑の入所者と扶養義務者からの負担金であります。3 節の児童福祉費負担金 1 億 2,422 万円は、保育園の入園者の保護者からの保育料でございます。

20 ページをお開きください。13 款 1 項 2 目 1 節社会福祉使用料 600 万円は、けやき、はんの木、午ノ浜老人憩いの家、それと、総合福祉交流センタースマイルの使用料でございます。

それから、23 ページをお開きください。13 款 2 項 2 目の 1 節環境衛生手数料でございますが、これは最終処分場におけます廃棄物の処理手数料と、清掃センターにおけるごみ焼却手数料が主なものであります。

24 ページをお開きください。14 款 1 項 1 目 1 節の社会福祉費負担金 1 億 2,244 万 6,000 円は、障害者施設支援費負担金 6,320 万 6,000 円、それから身体障害者保護費負担金 4,885 万 3,000 円が主なものであります。

また、3 節の児童福祉費負担金 3 億 1,287 万 4,000 円は、保育所運営にかかわる国の負担分 4 分の 2 相当額 2 億 5,116 万 6,000 円と、児童扶養手当の給付費負担金 4 分の 3 相当分として 6,170 万 8,000 円を見込んだものでございます。

25 ページをお開きください。10 節生活保護費負担金 2 億 2,794 万 3,000 円は、歳出の生活保護費 20 節の扶助費の 3 億 392 万 4,000 円の 4 分の 3 を見込んだものであります。

それから、26 ページをお開きください。14 款 2 項 1 目の 1 節社会福祉費補助金 1,275 万 7,000 円は、障害者の居宅支援費に対する補助金が主なものであります。

それから、27 ページ、15 款 1 項 1 目 3 節児童福祉費負担金 1 億 2,558 万 3,000 円は、保育所運営にかかわる県の負担分 4 分の 1 相当額であります。

それから、29 ページをお開きください。15 款 2 項 2 目の 2 節児童福祉費補助金 9,807 万 6,000 円の主なものは、すこやか子育て支援事業補助金 5,729 万 8,000 円、それから次世代育成支援対策交付金 2,331 万円、子育て支援センター事業費補助金 637 万円、放課後児童健全育成事業費補助金 342 万 7,000 円が主なものであります。

3 節の医療給付費補助金 1 億 2,339 万 8,000 円は、福祉医療費の補助金 1 億 2,234 万 1,000 円が

主なものであります。

38 ページをお開きください。20 款 4 項 6 目雑入ですけれども、この中にはリサイクル缶売却収入 690 万円も計上されております。

市民部関係は以上であります。

議長（榊原均君） 次に、産業建設部に関することは産業建設部長から補足説明を求めます。産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） 産業建設部関係について御説明申し上げます。

20 ページをお開き願います。13 款 1 項 5 目農林水産使用料でございます。集会施設使用料は、これは象潟地区にあります構造改善センター、都市農村交流センターなどの使用料でございます。牧野使用料については、草地の使用料ということで上郷地区と中ノ沢地区にある草地使用、14.3 ヘクタール分の使用料でございます。

6 目の商工使用料であります。上のほう、鶴泉荘使用料は 2,200 万円を計上してございます。枠内の下から 3 番目でございますけれども、温泉保養センターはまなすの使用料、前年同様 8,500 万円を計上しております。

3 節の公園使用料でございます。これは薫風苑、パオ、三崎公園のキャンプ場などの使用料でございます。

次のページの 7 目土木使用料でございますが、公営住宅の使用料、算定時の入居者数 329 戸で 7,448 万 1,000 円を計上してございます。

26 ページをお開き願います。14 款 2 項 3 目土木費国庫補助金でございます。除雪車の購入補助金です。残存価格相当分を控除した 3 分の 2 を補助ということで、13 トンのドーザ - を購入予定してございます。

30 ページをごらんください。15 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金でございます。2 節の林業費補助金であります。松くい虫防除対策事業費、国庫関係が、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、県単事業関係が、県が 3 分の 2 ということで、2,703 万 1,000 円計上してございます。森林整備地域活動支援交付金、これは 1 ヘクタール 1 万円の交付になりますけれども、国が 50%、県が 25%となっております。

3 節の水産業費補助金でございます。漁業集落環境整備事業費補助金であります。金浦地内に計画しております側溝の改良、消火栓の設置ということで国が 50、県が 10%となります。続いて、漁業経営構造改善事業費補助金、金浦地内の築いその事業についてでございます。これも 50、10%となります。

次の 5 目の商工費県補助金でございます。観光情報センター補助金、これはねむの丘建設費償還金のうち観光情報センター分に係る補助金ということで、45%県からの補助金でございます。

6 目の土木費県補助金でございます。電源立地地域対策交付金ということで 900 万円見込んでございますけれども、これは小型乗用ロータリー購入に係る財源として計上してございます。

32 ページをお開き願います。5 目の一番上のほうですが、商工費委託金でございます。鳥海山の銚立山荘管理委託、サイクリングターミナル管理委託金でございます。にかほ市が指定管理者とな

っていることから、県からの交付金でございます。

37ページをお開き願います。下のほうになります。2目の労働費貸付金元利収入、これにつきましては、労働金庫への預託金、それに元金と利子でございます。

3目の1節漁業経営安定資金預託金でございます。9,501万円、これは秋田県漁協への預託金でございます。9,501万円です。

39ページをお開き願います。雑入でございますけれども、真ん中付近に炭販売代と、こうあります。70万円ですが、これは松くい虫の被害木と町有林等の間伐の際に出た雑木類などを運んでもらいまして、炭にして販売しておる収入でございます。70万円見込んでおります。一番下、緑資源機構造林費負担金でございますけれども、30ヘクタール分で591万1,000円見込んでおるところでございます。

産業建設部関係の歳入は以上でございます。

議長（榊原均君） 次に、教育に関することは教育次長から補足説明を求めます。教育次長。

教育次長（佐藤定夫君） 教育委関係の当初予算について主なものの歳入の説明をいたします。

22ページをごらんになっていただきます。13款1項8目教育使用料の2節社会教育施設使用料、これにつきましては、フェライト子ども館の入館料で、17年度の実績見込みの80%の額を見込んでおります。また、白瀬南極探検隊記念館の入館料、これにつきましては前年度実績を見込んでおります。

同じく3節体育施設使用料の海洋センター使用料は、象潟B&G海洋センターの分で、これにつきましては前年度見込額の90%を予算計上しております。

25ページをごらんになってください。14款1項3目教育費国庫負担金1節小中学校設備整備資金の負担金、これにつきましては、象潟中学校の建替事業による国の負担金の額であります。

26ページをごらんになってください。2項4目教育費の国庫負担金2節幼稚園就園奨励費補助金は、市内の3つの幼稚園に対する補助金でございます。それから、3節の史跡等の購入費補助金は、天然記念物象潟島の買い上げに対するこれも国の補助金でございます。

30ページをごらんになっていただきます。15款2項7目教育費の県補助金1節幼稚園教育の補助金ですが、これは、すこやか子育て支援をするため、同じく市内の3つの幼稚園に対する県からの補助金であります。

38ページをごらんになっていただきます。20款4項5目1節学校給食費の納付金につきましては、象潟地区の小中学校の学校給食費の納付金でございます。

40ページをごらんになっていただきます。雑入の奨学資金無償譲渡債権返済金につきましては、旧仁賀保町の奨学会で貸し付けしていた育英資金の返済金でございます。

以上で教育関係の歳入の主なものの説明を終わります。

議長（榊原均君） 次に、消防に関することは消防長から補足説明を求めます。消防長。

消防長（高橋誠君） それでは、消防関係の歳入について御説明いたします。

23ページをお開きください。13款使用料及び手数料2項手数料4目1節消防手数料30万円でありましたが、これは危険物施設の設置変更、完成検査に関する手数料でございます。

41 ページをお開きください。21 款市債 1 項市債 5 目 1 節消防債 3,640 万円でございますが、これは常備分の消防ポンプ自動車 C D 型 2,700 万円と、象潟町小滝下山地内に 40 立方メートルの防火水槽 1 基の新設工事と、小型動力ポンプ付軽積載車 1 台、小型動力ポンプ 2 台分の消防債でございます。

消防については以上でございます。

議長(榊原均君) 次に、歳出について総務部に関することは総務部長から補足説明を求めます。総務部長。

総務部長(須田正彦君) 総務部関係の歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

「市民憲章」、「市民歌」、市の「木」「花」「鳥」「魚」を制定するための公募賞金、選考委員の謝礼などを今回報償費に今回予算を計上いたしております。

46 ページをお開きいただきたいと思います。JR 乗車券の発売委託料 816 万円でございますけれども、このものについては、仁賀保駅、金浦駅、上浜駅、小砂川駅で 4 つの駅の乗車券の発売委託料ということで 816 万円予算を計上いたしております。

47 ページをお開きください。13 節委託料については、「市民歌」の作曲代ということで 100 万円、そして C D 制作代ということで 150 万円。「市民憲章」でございますけれども、主な公共施設に掲額ということで 20 ヶ所を予定いたしております。その掲額作成委託料が 100 万円でございます。

それから、15 節でございますけれども、工事請負費でございます。小砂川駅の公衆トイレ、9.57 平米の新しい公衆トイレを予定いたします。事業費は、委託料も含めまして約 260 万円でございます。

48 ページをお開きいただきたいと思います。室沢自治会館改修補助金について事業費 291 万円の 3 分の 1 補助でありまして、会館の屋根の全面ふきかえや壁の修理などの改修のための補助金でございます。

続きまして、49 ページをお開きいただきたいと思います。15 節工事請負費 2,300 万円については、金浦庁舎の空調設備が老朽化したための工事費が 2,200 万円と、象潟庁舎の漏水工事費が 100 万円でございます。また、管理施設関係の工事費 695 万円の内訳でございますけれども、仁賀保駅前の自転車置き場の改修工事費といたしまして 600 万円、象潟公会堂フェンス撤去新設工事といたしまして 40 万円、鳥の海の中央公園ののり面の土どめ工事代といたしまして 55 万円を予算計上いたしております。

23 節の償還金利子及び割引料は、6,142 万円の内訳でございますけれども、象潟中学校の用地取得償還金が 2,491 万 4,000 円、金浦保健センター・金浦小学校用地取得造成償還金が 1,589 万 7,000 円、仁賀保駅港湾線、仁賀保駅の港湾地区の土地区画整理用地取得費の償還金が 1,323 万円、特定公共賃貸住宅用地取得が 344 万 1,000 円、特別養護老人ホームの償還金が 393 万 8,000 円、合わせて償還金については 6,142 万円を予算計上いたしております。

それから、51 ページをお開きください。企画費 13 節委託料 1,200 万円でございますけれども、このものについては、にかほ市の総合発展計画、国土利用計画策定経費であります。

続きまして、53 ページをお開きいただきたいと思います。11 目の交流促進事業費でございます。

9 節の旅費の主なものは、ふるさと会の開催に伴う職員等の旅費、特別旅費については、姉妹都市 ショウニー市、カンタベリー博物館訪問の 4 名分の特別職と随行職員の旅費を今回予算を計上いたしております。

また、13 節の委託料については、アナコーテス市との旧象潟町との姉妹都市の交流が 10 周年記念ということで、こうした記念モニュメントの制作代として予算を計上いたしております。

19 節の負担金補助及び交付金、ふるさと会の運営補助でございますけれども、このものにつきましては、3 地区の分で合わせて 270 万円のふるさと会の運営補助を今回予算計上いたしております。また、国際交流事業補助では 981 万 1,000 円は、ショウニー市訪問団を 19 名ほど、また、カンタベリー博物館の訪問ということで訪問団を 12 名分、約 350 万 8,000 円ほどでございますけれども、さらには中学生の交流事業ということで、受け入れ分といたしまして 185 万円で、合わせて 981 万 1,000 円の国際交流事業の補助を予算計上いたしております。

それから、134 ページをお開きいただきたいと思います。9 款 1 項消防費の 5 目の災害対策費であります。11 節の需用費の印刷製本費でございます。市長も施政方針で申し述べておりますけれども、鳥海山の火山の防災マップということで 1 万部を印刷し、市民に今回配布する予定でございます。また、修繕料 495 万 8,000 円は、先ほど歳入のほうでも御説明申し上げましたけれども、象潟長岡地区と仁賀保太平山に備えつけておりました防災行政無線の屋外の設備の修繕でございます。これは落雷により被害を受けたものの修繕でございます。保険金が適用になっております。

それから、135 ページの 18 節ですけれども、備品購入費については、地上携帯発電機 2 基を購入するものでございます。

19 節の負担金補助及び交付金ですけれども、消防資機材等の補助は 3 分の 2 補助でございます。上限が 20 万円で、象潟地区が 76 万円、仁賀保地区が 70 万円、金浦地区が 35 万円今回予算を計上いたしております。

175 ページをお開きいただきたいと思います。12 款の公債費でございます。借り入れ件数につきましては 514 件、元金償還分といたしまして 18 億 2,441 万 4,000 円の償還金でございます。なお、17 年度のかほ市の一般会計の市債の未償還金額については、今のところ予定では 197 億 6,104 万 3,410 円になる見込みでございます。

2 目の利子でございますけれども、23 節の償還金利子及び割引料 3 億 9,417 万 8,000 円の内訳ですが、16 年度末までの起債償還金が 514 件分で 3 億 1,622 万円、そして 17 年度分といたしまして 15 件分を見込んだ 17 億 150 万円ほどの借り入れ分の利息分が 3,193 万 8,000 円、また、一時借入金といたしましての利子分が 100 万円ほど予算を見込んで計上いたしております。

総務部関係の歳出については以上でございます。

議長（榊原均君） 残りの案件からいきまして、どうも 5 時までには終わりそうもないという線が濃厚になってきましたので、本日の会議は議事の都合によってあらかじめ延長します。何とか皆さんの御協力をよろしくお願いしたいと思います。

次に、市民部に関することは市民部長から補足説明を求めます。市民部長。

市民部長（笹森和雄君） 市民部に関する歳出についてでございます。

58 ページをお開きください。2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費の 14 節使用料及び賃借料でございますけれども、これは住基ネットシステム使用料と戸籍総合システムの借上料でございます。

それから、64 ページをお開きください。2 款 7 項 2 目の交通安全対策費の 1 節報酬でございますけれども、指導隊員 29 名が主なものであります。

それから、65 ページをお開きください。11 節需用費のうち修繕料につきましてはカーブミラー、15 節の工事請負費については、これもカーブミラーの新設でございます。

それから、65 ページ、3 目防犯街灯等対策費の 1 節でございますが、これは防犯指導員 25 名の分でございます。それから、11 節需用費のうち光熱水費 2,000 万円は、契約街灯、市内には 4,655 灯の街灯があります。その電気料でございます。それから、修繕料につきましては、防犯街灯の修繕料 810 万円を計上しております。

それから、72 ページをお開きください。3 款 1 項社会福祉総務費の 73 ページでございます。11 節の需用費のうち印刷製本費 102 万 8,000 円でございますが、これは、にかほ市の地域福祉計画作成のためのものでございます。

それから、2 目老人福祉費、74 ページの 8 節報償費、これは 80 歳から 5 歳刻みで 100 歳まで支給する長寿祝金に 1,432 万円を計上いたしております。ちなみに、敬老式への出席は 75 歳を迎えるお年寄りが対象でございますけれども、本市には 3,800 名が対象となっております。

それから、74 ページの一般アクティビティ転倒・認知症予防事業委託料 607 万 5,000 円でございますけれども、これにつきましては、介護認定された以外の比較的元気なお年寄りに、市の単独事業で、転倒予防と認知症予防のための事業を展開いたしまして、引きこもりの防止、あるいは生きがい活動に努めてまいりたいと考えております。それに対する予算措置でございます。

それから、19 節の負担金補助及び交付金の 6,577 万 4,000 円でありましたが、その内容は、老人福祉施設の措置費負担金 2,674 万 8,000 円、これは養護老人ホーム寿荘入所者 11 名分、それから焦風苑入所者 2 名分のものであります。それから本荘由利広域市町村圏組合に負担する 2,907 万 9,000 円は、軽費老人ホーム分担金 168 万 3,000 円、特別養護老人ホーム分担金 1,107 万 9,000 円、それから養護老人ホーム分担金 1,631 万 7,000 円であります。それから、補助金の中で社会福祉医療事業団借入利子補助金 284 万円、民間福祉施設整備資金償還金補助金 100 万円、それから老人クラブへの補助金 473 万 8,000 円等を計上しております。

それから、20 節の扶助費 1,616 万 3,000 円でありましたが、これは 65 歳以上の方に年 6 回を限度といたしまして、1 回 1,000 円を補助する針・灸・マッサージ施術費助成金として 228 万円、それから家庭介護援助金 990 万円、おむつ代の助成費として 375 万円が主なものであります。

それから、75 ページの 3 款 1 項 3 目身体知的障害者福祉費でございます。76 ページをお開きください。13 節の委託料でございますけれども、これは進行性筋萎縮症者療養等の委託料 834 万円と、心身障害者法改正対応に対しますシステムの変更に伴う委託料 144 万円が主なものであります。

それから、76 ページの 20 節扶助費 2 億 5,590 万 3,000 円の主なものは、身体障害者施設支援費、これは 28 名分でございます。それから知的障害者施設支援費、これは 48 名分でございます。それから知的障害者通所授産施設負担金、これは 20 名でございます。これらの経費として扶助費として

計上してございます。

それから、77 ページの 21 節貸付金 300 万円は、心身障害者住宅整備資金 2 件分でございます。

それから、77 ページの同じく 4 目地域支援事業費について申し上げますが、この地域支援事業費は、要支援、要介護に至る前のお年寄りに介護予防事業を提供したり、地域で生活を続けていけるようにするために、介護保険サービスを中心にさまざまなサービスを利用していただくために、介護保険制度に新たに位置づけられた事業であります。

11 節の需用費の 100 万円は、印刷製本の 100 万円は、介護予防普及啓発活動におけるものであります。

それから、委託料の 2,190 万円は、主に運動機器による機能向上事業、栄養改善、口腔機能控除、外出支援、転倒骨折予防など、これらの経費に 999 万 9,000 円を計上いたしております。それから、訪問型介護予防事業といたしまして、うつ予防とか、認知症の予防とか、閉じこもりの予防支援に対しまして 675 万 6,000 円、それから配食サービスの事業としまして 244 万 8,000 円ほど計上してございます。

それから、78 ページ、3 款 1 項 5 目介護保険事業費の 19 節負担金補助及び交付金 2 億 6,484 万 8,000 円ではありますが、これは本荘由利広域市町村圏組合への負担金として介護サービス給付費 18 億 9,123 万 2,000 円の 12.5%が市の負担となることから、介護給付費分として 2 億 3,640 万 4,000 円、事務費につきまして 1,982 万 8,000 円、地域支援事業分として 613 万 7,000 円、それから地域支援事業利用者負担金として 231 万 4,000 円、それらの経費が計上されているものでございます。

それから、79 ページの地域包括支援センター事業費であります。この事業は、今後ますます増加します高齢期の人の生活を支えるためのサービスを、在宅、施設を問わず、その人が最期を迎えるまでに介護や医療を切れ目なく提供していかなければならないわけでありますけれども、今までは在宅介護支援センターが総合的な連絡調整機関としての役割を担ってまいりました。しかし、介護保険が始まって以来、ケアマネジャー事業所との役割分担がはっきりしなくなったというような問題が指摘されておりました、このようなことから、地域の社会資源を総合的に活用するためのマネジメントを行う中核機関が必要となってきたということで、市のほうに地域包括支援センターが創設されるものであります。この経費のためにごらんのような予算措置をしてございます。

それから、79 ページの 7 目福祉施設管理費でありますけれども、午ノ浜温泉を初め、市内の老人憩いの家の管理費が主なものであります。80 ページの 15 節工事請負費 351 万 4,000 円は、老人憩いの家けやきの和室の畳等の改修工事が 100 万円、象潟老人福祉センターの外壁改修工事が 251 万 4,000 円ほど計上してございます。

それから、同じく 80 ページ、3 款 2 項 1 目の児童福祉総務費の報酬は、家庭相談員の報酬でございます。それから、8 節の報償費 294 万 9,000 円は、すこやか子だから祝金が主なものであります。第 3 子出生の方には 10 万円、第 4 子以降の方には 20 万円を支給するもので、272 万円を計上してございます。また、金額は小額でありますけれども、子供の引きこもりや児童の虐待をいち早くキャッチしまして情報をお互いに共有しようということで、SOS ネットワーク会議の出席報償も計上いたしております。

それから、83 ページをお開きください。3 款 2 項 3 目子育て支援センター事業費であります。この事業は、就学前で家庭で育児中のお母さんと子供さんたちの仲間づくりのための支援であります。金浦、仁賀保については民間委託で実施しております。象潟におきましては象潟保健センターで実施しているものであります。事業内容といたしましては、月 3 回、年齢に応じた仲間づくりとか、育児相談、食育の指導を行っているものであります。

それから、84 ページをお開きください。3 款 3 項 1 目の生活保護総務費の、85 ページの 19 節でございます。これは負担金補助及び交付金の 706 万 2,000 円でありますけれども、県から派遣されております査察指導員の人件費と、職員の中で社会福祉主事の資格取得にかかわる負担金であります。

それから、同じく 85 ページの扶助費でございますが、ごらんのとおりの生活扶助を行っているわけでございますけれども、扶助費のトータルが 3 億 392 万 4,000 円となっております。

それから、90 ページをお開きください。90 ページ、4 款 1 項 2 目の 13 節委託料でございますが、委託料 2,793 万 1,000 円でございますが、これは訪問歯科健診と、現在、乳児健診につきましては 3 歳までとなっておりますが、就学前までの子供たちの発育について、未発達などの異常を見逃してはならないということで、5 歳児健診を新しい事業として取り組むことにしております。また、歯科健診も実施することにしてあります。

それから、94 ページをお開きください。4 款 2 項 1 目清掃総務費の報償費は、不法投棄監視員の 15 名分のものでございます。

それから、96 ページ、15 節清掃センター運営費の工事請負費 9,300 万円でございますけれども、これはごみの焼却炉の補修工事と清掃センターの工場等の屋根張りかえ工事等を計上してございます。

以上が市民部関係の歳出でございます。

議長（榊原均君） 次に、市民サービスセンター関係につきまして、総務部長から補足説明を求めます。

総務部長（須田正彦君） 3 庁舎のサービスセンターについては、通常の維持管理費でございますので、特段ございません。

議長（榊原均君） 次に、産業建設部に関することは産業建設部長から補足説明を求めます。産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） 産業建設部関係の歳出について御説明をいたします。

97 ページをお開き願います。5 款 1 項 1 目労働諸費になります。次のページをお願いいたします。前年度は 11 節から 14 節までは予算計上してございましたけれども、2 目の労働者研修センター管理費に移行したために 19 節と 21 節の科目だけの予算化となっております。

2 目の労働者研修センター管理費でございます。金浦地区にありますエニワン、勢至公園の旧公民館跡地にあります。その維持管理費でございます。これは商工課の管理であります。

6 款 1 項 1 目農業委員会費であります。1 節の報酬ですが、9 月 30 日までの在任特例による委員 42 名分と 10 月からの 24 名分の 940 万 2,000 円を計上してございます。ほか特に前年度と変わった

点はございません。

100 ページをお開き願います。2 目の農業総務費でございます。19 節の負担金補助及び交付金については、事業推進上必要な負担金等を計上してございます。特に変わった点はございません。

次の 101 ページ、3 目の農業振興費でございます。前年度から比較しまして 923 万円の減であります。これは夢プラン事業 730 万円ほど事業の減と、大豆種子購入助成 200 万弱であります。これがなくなったためでございます。この中で集落営農支援関係として、報償費、普通旅費、需用費、補助金関係を計上しております。集落営農づくりの支援について力を入れていきたいと考えております。

102 ページをお開き願います。19 節の負担金補助の中で主なものとして、上から 7 番目の土づくり強化推進対策事業費補助金 737 万 5,000 円を計上しております。JA 秋田しんせいで取り組んでいる「秋田の大地の息吹」散布に対する農家への助成で、10 アール当たり 500 円の単価と水田に散布する対象農家すべてに対応しまして、売れる米づくり、売れている米づくり支援のために、今後 3 年間の継続を考えているところでございます。ほか各種利子補給については従来どおりでございます。

次のページの 4 目生産調整推進対策費でございます。19 節の負担金補助でございます。この中の転作重点作物種子代補助金ですが、この補助金は旧仁賀保町だけの対応でありましたけれども、今年度から、18 年度からは 3 地区を対象に調整を図り、230 万円の計上としております。それから下のほう、転作作物産地形成推進事業者補助金であります。これは大豆等の作付と団地化を促進するためのものであります。今、存置目 1,000 円というふうな計上でありますけれども、転作作業確認での認識確定に基づきまして補正予算でお願いしたいというふうに考えているところでございます。必要な転作の推進というふうな事業でございます。

5 目の畜産業費でございます。次のページをお開き願います。説明の真ん中付近に畜産共進会付託金、40 万 1,000 円計上しておりますけれども、平成 18 年度は畜産共進会がにかほ市の当番となっております。その負担金でございます。

続いて、6 目の農村整備総務費でございます。これは農地、農道、農業用水路、土地改良事業関係の費用でありまして、農漁村整備課の所管でございます。補助金のところに土地改良区補助金 705 万円、これは仁賀保土地改良区、金浦土地改良区、象潟土地改良区に係る補助金でございます。

28 節の繰出金は、農業集落排水事業特別会計への繰出金となっております。

7 目の中山間地域振興費でございます。19 節 1 億 3,419 万 6,000 円の計上になっておりますけれども、仁賀保地区としましては、30 集落協定、面積として 708 ヘクタール分、その交付金でございます。

2 項の林業費 1 目林業総務費、特にございません。

2 目林業振興費でございます。14 節の土地借上料 55 万 2,000 円ありますけれども、仁賀保地区の市民の森の土地の賃借料でございます。黒瀧生活環境保全林、また仁賀保高原の生活環境保全林などの使用料でございます。

次のページをお開き願います。19 節の負担金補助及び交付金 3,158 万 5,000 円のうち、真ん中付

近ちょっと下目になりますけれども、林道開設事業負担金として、県営林道太郎ヶ台線開設事業の市負担金としまして5,700万円のうち25%の1,425万円を計上しております。また、補助金として、民有林対象国県補助事業に対する10%かさ上げ補助として、下から2番目になりますけれども、森林環境保全整備事業費補助金322万6,000円を計上しております。

次の3目、109ページ、3目一般造林事業費でございます。7節の賃金であります、仁賀保地区市有林等の維持管理を6人の作業班で行っておりますので、その賃金でございます。

それから、12節の役務費、手数料404万8,000円でありますけれども、これは32ヘクタールの施業費でございます。

4目の松くい虫防除対策事業費でございます。4,734万1,000円の事業費となっております。

次のページをお開き願います。5目の緑資源機構造林事業費でございます。これも12節の手数料であります、30ヘクタールの除伐費用として予算計上しております。

3項水産業費1目の水産総務費、特に説明する事項はございません。

2目の水産振興費でございます、111ページの一番下、補助金でございますが、漁港漁場機能高度化事業負担金でございます。これは象潟漁協の横の澗の防波堤のかさ上げ、それから象潟の小澗分港の防波堤といいますが、突堤4カ所、それから象潟海水浴場等の沖に岩ガキ増殖場の造成工場があります。これらの負担金が1,300万円でございます。

次のページをお開き願います。一番上の地域水産物供給基盤整備事業負担金であります。これは平沢漁協の東防波堤の工事、また、金浦漁協の沖の防波堤の工事、3つ目として金浦漁協の増殖場、赤石地先の工事に伴う負担金が4,550万円でございます。

次に、漁港高度利用促進事業負担金では事業費1,500万円で、平沢漁協の係船柱19基、灯標の設置を平沢漁協、鈴分港、飛分港、象潟小澗分港に予定しております。その負担金で、15%で225万円となっております。それから、漁協漁場整備連携型栽培漁業推進事業補助金100万円あります。これはアワビ増殖場におけるアワビの標識放流と追跡調査などを行うものであります。

21節の貸付金9,500万円、漁業者の経営安定のための預託金でございます。秋田県漁協のほうへ預託するものであります。

3目の漁港費でございます。漁港の管理費でございます。14節の重機借り上げは、小砂川漁港の砂のしゅんせつの重機借上料でございます。

次の113ページ、4目漁業集落環境整備事業、これは工事請負費3,300万円ありますけれども、内容は金浦区の側溝の改良、消火栓の設置工事などであります。

5目の漁業経営構造改善事業費でありますけれども、これは赤石沖に造成を予定しております築いそ工事に係るものでございます。

次のページをお開き願います。7款1項1目商工総務費、前年と特に変わった点はございません。

次のページの2目の商工振興費でございます。19節負担金であります。真ん中からちょっと下目になりますけれども、新卒者雇用促進助成金は、市内企業の就職者が25名見込まれることから250万円を計上しております。

続いて、商工会関係の補助は変わりませんが、枠内の下から2番目の事業に対して100万円、商

店マップ作成事業に対しまして100万円補助することとしております。これは、国体を控え、全国から訪れる選手団等に市内の商店案内をすることにより、どんなものがあるのかと、マップ上で紹介しようとするものでありまして、100店舗の参加を見込んでいるところでございます。

次のページをお開き願います。2項の観光費1目観光総務費でございます。報償費、観光検討委員会委員の報償でございます。にかほ市観光振興プランを策定するための予算を計上してございます。

続いて、次のページ117ページでございます。18節の備品購入費でございます。162万6,000円でございますが、これはイベント用テント、附属品の購入ということで15張り予定してございます。

19節の負担金補助及び交付金でございます。観光協会の補助金、3協会分1,100万円計上しております。その下にありますが、観光イベント補助金としまして、海の幸まつり、なべまつりなどに130万円計上してございます。

次に、2目の観光施設費でございます。7節の賃金1,685万6,000円ありますが、これは、にかほ市の高原施設鉾立山荘、鉾立地区の山荘鶴泉荘の臨時雇用賃金などを計上しております。

次、13節でございます。温泉保養センター運営委託料でございます。温泉保養センターの使用料をいただくための人件費及び施設維持管理費であります。当初予算については、従来どおりの形で予算計上を行っております。今後、指定管理者制度に基づき見直しを図りまして、新たに指定管理者と契約をしております。

14節の各種使用料につきましては、施設の水源、下水道の使用料などでございます。

続いて、3項公園費の、下のほうなんです、公園総務費でございます。特に説明する事項はございません。

119ページの2目の公園管理費でございます。管理する公園、施設等は全体で40カ所、海水浴場5カ所、トイレに関しては38カ所の維持管理費となります。それらに関連する臨時雇用賃金が1,802万1,000円となっております。

次のページをお開き願います。13節の委託料でございます。観音瀧のアオコ実態把握調査委託料でございます。近隣の方々からアオコ発生による微臭が発生するという苦情が出ていることから、発生を解明するために調査を行うものであります。その下の桜樹勢改善管理委託料でございます。土壌の固結などによる根の生育不足、老齢による成長の萎縮、てんぐ巢病等の病気の蔓延、肥料不足などによる樹勢の衰えなどを改善するための管理作業を委託するものであります。

それから、15節の工事請負費であります。コミュニティ広場とありますが、ここは旧金浦町役場のところの転落防止工事でございます。

121ページ、8款1項1目の土木総務費でございます。土木総務費であります。前年度に比較して大幅な予算減となっておりますが、これは寒沢川の火山防止工事に伴う橋のつけかえ工事の負担金がなくなったためが主なものでございます。

123ページをお開き願います。1目の道路橋梁総務費でございます。特にございません。

それから、2目の道路橋梁維持費の賃金でございます。仁賀保センターの直営作業賃金と金浦地区の道路作業賃金、それから道路刈り払いでの作業賃金などが1,170万8,000円でございます。

需用費の修繕料 500 万円ありますけれども、これは導水路等の修繕、金浦地区が 2 カ所、仁賀保地区が 2 カ所、象潟地区 1 カ所の修繕料でございます。

124 ページをお願いします。15 節の工事請負費、市道維持補修工事が 1,000 万円ありますけれども、これは側溝工事 4 カ所、仁賀保地区であります。舗装工事 1 カ所象潟地区、路面の排水改良 1 カ所仁賀保地区というふうに予定してございます。

3 目の道路橋梁新設改良費でございます。13 節の委託料 500 万円は、中野前川線の道路改良に係る調査設計委託料でございます。

15 節の工事請負費 1 億 1,780 万円でありますけれども、これは仁賀保地区の役場 1・2 号線と 17 年度において用地買収を行った釜ヶ台 10 号線の道路改良、また、地区要望である琴浦地区の側溝改良を予定しております。象潟地区については、中ノ沢前川線の道路改良と上浜上郷線、鳥の海鳥屋森 2 号線の側溝改良を予定してございます。

4 目の排水路維持改良費でございます。15 節の工事請負費であります。道路修繕対応外の排水路の修繕、地区要望されている象潟地区 2 カ所、仁賀保地区 3 カ所を予定してございます。

5 目の除雪費でございます。一番下にありますが、除雪費については、9 月前に、秋前に使用執行予定の備品購入費、また、重機の車検等に係る費用を計上してございます。直接作業の除雪費については秋に補正をお願いします。

126 ページでございます。備品購入費 4,419 万 3,000 円でございます。これは 13 トン除雪ドーザー購入、それから小型乗用ロータリー車 — 除雪車ですね — 小型ロータリーの除雪車の購入、合わせて 4,419 万 3,000 円でございます。

1 目の河川維持改良費でございます。使用料、重機借上料でございますけれども、河川の清掃、しゅんせつの重機の借上料でございます。

1 目の都市計画総務費でございます。11 節の需用費、修繕料 200 万円ありますけれども、仁賀保地区の都市計画街路等の修繕でございます。

次のページをお開き願います。工事請負費 2,000 円でございます。国体サッカー場となる仁賀保運動公園関連工事の最終工事となります。雨水の処理側溝取り付け、舗装工 3,500 平米、区画線 31 カ所の設置という 2,000 万円でございます。

それから、下のほうでございます。「日本海夕日ラインシンポジウム」開催後援自治体負担金 50 万円ありますけれども、日沿道の未整理区間の早期実現を図るためのシンポジウムということで、由利本荘市で由利青年会議所が主催して行う、ことしの夏に行う予定となっております。その負担金でございます。

繰出金は 6 億 1,245 万 2,000 円となっております。

5 項住宅費 1 目の住宅管理費でございます。129 ページ、11 節の修繕料、これは住宅の修繕ということで、ふろがまの修繕だとか、退去後の住宅の修繕、クロス張りとか、浄化槽の修理とか 536 万円となっております。

次のページをお開き願います。設計業務委託料 259 万円でございます。これは松ヶ丘地区の住宅建設の基本設計業務委託料でございます。19 年度に実施設計、20 年度に建設ということで、今、県

のほうと協議しているところがございます。基本設計料でございます。

15 節工事請負費 420 万円でございますが、建石団地の空室修繕工事と。53 年、54 年に建設した 5 戸の修繕を予定しているところがございます。

以上で産業建設部関係の歳出の説明を終わります。

議長（榊原均君） 5 時半まで休憩いたします。

午後 5 時 22 分 休 憩

午後 5 時 31 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育に関することは教育次長から補足説明を求めます。

教育次長（佐藤定夫君） 教育委員会関係の歳出の主なものを御説明いたします。

137 ページをごらんになってください。10 款 1 項 2 目 8 節報償費の主なものは、仁賀保中学校の建替事業のための検討委員会の会議出席謝礼でございます。

138 ページをごらんになってください。3 目 8 節報償費、これにつきましては入学・卒業記念品と、学校に専門のカウンセラーを配置するための報償費、並びに教職員のための研修会の講師謝礼が主なものであります。

同じページの 13 節委託料、これにつきましては、社会科副読本の製作委託料と、国際理解教育の委託料が主なものであります。

140 ページをごらんになってください。4 目英語指導助手招致費は、市内に 3 人の英語指導助手がおります。各学校で英語指導助手しておりまして、その費用であります。

142 ページをごらんになってください。2 項 1 目 13 節委託料、委託料の設計監理委託は、各学校の工事に伴う設計監理委託料と、平沢小学校、院内小学校、小出小学校のグラウンドの整備委託料が主なものであります。

143 ページをごらんになってください。1 目学校管理費 18 節備品購入費は、平沢小学校と上浜小学校にストーブ、小出小学校と象潟小学校、上浜小学校に生徒用の机といす、それに象潟小学校と釜ヶ台小学校にファンヒーターを購入するものであります。

同じく 2 目の教育振興費 18 節備品購入費、これにつきましては、各学校の教科用備品と図書備品が主なものであります。

次に、144 ページ、3 目の学校給食費 15 節工事請負費は、小出小学校の食器洗浄機設置工事と院内小学校の手洗いシンクの取りかえ工事費であります。

18 節の備品購入費は、平沢小学校の冷凍冷蔵庫の購入と、院内小学校、小出小学校の両校の牛乳保冷庫の購入が主なものであります。

145 ページをごらんになっていただきます。3 項中学校費 1 目学校管理費 18 節備品購入費、次のページをごらんになっていただきます。これにつきましては、仁賀保中学校の生徒用の机といすの

購入が主なものであります。

147 ページ、2 目教育振興費の 18 節備品購入費、これは各学校の教科用の備品と生徒用の図書の購入代でございます。

148 ページをごらんになっていただきます。4 目象潟中学校建替事業費、これにつきましては 17 年度校舎及び武道場を建設するための工事費でございます。

149 ページをごらんになっていただきます。8 節の報償費、文化施設の建設に伴う検討委員会の会議出席報酬でございます。

152 ページをごらんになっていただきます。2 目の仁賀保公民館費 15 節工事請負費でございますけれども、これはトイレ改修工事、これにつきましては国体本部に使用される予定のために、洋式トイレと車いす用のトイレに改修するものと、老朽化に伴う外壁の防水工事が主なものです。

154 ページをごらんになっていただきます。4 目の象潟公民館費でございます。15 節工事請負費は、これも国体関連に伴いまして、トイレの改修と下水道の排水設備の工事を行うものであります。

155 ページ、図書館費、15 節の工事請負費につきましては、図書館の明かり取り部分の雨漏りの補修、防水工事を行うためのものであります。

157 ページをごらんになっていただきます。7 目の仁賀保勤労青少年ホーム管理費の 11 節修繕料は、冷温水循環ポンプの修理、自動ドアの装置の取りかえ、音響ミキサーのスイッチ交換の修繕が主なものです。

次、158 ページをごらんになっていただきます。18 節の備品購入費、これにつきましては図書の購入が主なものです。

次、159 ページをごらんになっていただきます。金浦勤労青少年ホームの管理費、11 節の修繕でございますけれども、これは空調設備の修理を行うための費用が主なものでございます。

次に、161 ページをごらんになっていただきます。13 節の委託料ですけれども、これにつきましては特別展委託料、これはロボットを中心とした企画展を開催するための委託料でございます。

次に、163 ページをごらんになっていただきます。10 目の白瀬南極探検隊記念館管理費でございますけれども、11 節の修繕料、これにつきましては案内看板の補修と展示室の機器の修理が主なものでございます。

次、165 ページをごらんになっていただきます。11 目の文化財保護管理費でございます。19 節の負担金補助及び交付金の伝承文化財育成補助金は、市内で伝承芸能を行っている 12 団体に対して補助するものであります。

166 ページをごらんになっていただきます。13 目天然記念物象潟買上事業でございます。17 の公有財産購入費は、天然記念物象潟島 4 島を購入するためのものであります。

次に、171 ページをごらんになっていただきます。5 項保健体育費 3 目屋外運動施設管理費 15 節の工事請負費ですけれども、象潟グラウンドの照明灯の漏電板、分電板の取りかえ工事と、仁賀保体育館の物置天井裏のアスベスト除去工事が主なものでございます。

同じく 171 ページ、4 目海洋センター管理費の 8 節報償費につきましては、各種の指導者とアシスタントの謝礼でございます。

以上で教育関係の歳出の主なものについての御説明を終わります。

議長（榊原均君） 次に、議会費に関することは議会事務局長より補足説明を求めます。

議会事務局長（竹内享一君） では、私のほうから説明させていただきます。

ずっとページはさかのぼって申しわけありません。43 ページになります。ここは議会費でございまして、報酬関係ありますが、これは現行の額に在任特例期間中である 4 月分は 45 人分、それ以後は 24 人分の報酬でございます。

あとは 19 節ありますが、これは市になったために各市議会議長会への負担金でございます。

以上でございます。

議長（榊原均君） 次に、消防費に関することは消防長から補足説明を求めます。消防長。

消防長（高橋誠君） それでは、消防関係の歳出について御説明申し上げます。

132 ページをお開きください。9 款 1 項 1 目常備消防費 18 節備品購入費 100 万円でありますけれども、これは軽量の空気ボンベ 2 本を補充するものであります。ボンベは耐圧容器のため 3 年後ごとの点検が必要で、または使用年限が 15 年ということであります。また、災害事故現場などで使用する救助機材の高圧ホースですが、これは平成 7 年に購入したもので、亀裂などが入りまして使用に耐えられないということで更新するものであります。ほかに、火災現場調査等で使用するデジタルカメラ 1 台、それから生活必需品として使用しております冷蔵庫を 1 台更新する金額として計上いたしております。

また、19 節負担金補助及び交付金は、消防大学校予防科と火災調査科へ各 1 名ずつの入校負担金と、新規に採用されます 3 名分の初任教育課程への入校負担金、また、各専科教育などで負担金として秋田県消防学校への入校負担金が主なものでございます。

次に、133 ページをごらんください。2 目非常備消防費 9 節旅費であります。これは消防団員幹部が 3 年の任期中に 1 回の視察研修費として計上いたしております。

それから、18 節備品購入費は、にかほ市消防団の団旗と消防ホース購入分を計上いたしております。

それから、19 節負担金補助及び交付金は、団員が死亡した場合には弔慰金、また、事故等で一定の障害を受けた場合は障害見舞金などを支払うための消防団福祉共済負担金、また、まとい振り振興課への補助金、分団運営交付金、機械器具維持管理交付金などが主なものでございます。

3 目消防施設費 15 節工事請負費 680 万円は、歳入でも説明いたしましたが、象潟町小滝地内への防火水槽の新設工事と消火栓の新設工事であります。

18 節備品購入費は、常備分として、昭和 62 年購入の消防ポンプ自動車 C D 型を更新して C D 型を購入するものであります。また、非常備分としまして、小型動力ポンプ付軽積載車 1 台、小型動力ポンプ 2 台分を計上いたしております。

以上で消防の関係を終わります。

議長（榊原均君） 次に、選挙及び監査委員に関することは選管事務局長兼監査委員事務局長より補足説明を求めます。局長。

選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長（佐藤正記君） それでは、まず、選挙費について

最初に御説明申し上げます。

ページは 59 ページになります。1 目選挙管理委員会費、それから 2 目の選挙啓発費については、説明を要するところはありません。

次の 60 ページをお開きください。3 目の市議会議員選挙費ですけれども、予算額 5,646 万 8,000 円のうち公費負担となるものが、ポスター掲示場を 215 ヲ所の 48 区画と見ますと 3,600 万円ほどになります。

それでは、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

まず、報酬ですけれども、一番下の候補者運転手報酬、これについては限度額 1 日 1 万 2,500 円の 7 日間の 48 名で 420 万円。

それから、需用費の燃料費、これについても候補者の公費負担となります 1 日 7,500 円の限度額の 7 日間の 48 人分で 246 万 9,000 円ほどになります。それから、印刷製本費、これについてもポスター掲示場の区画設置数が 215 ヲ所としますと 48 人分で 1,976 万 2,800 円となります。

次に、12 節役務費の通信運搬費、この 736 万 7,000 円のうち公費負担となるものが、選挙運動用のはがきですけれども、お 1 人 2,000 枚まで、50 円を掛けて 48 人分ですが、480 万円。それから、入場券については、これ、個々に郵送になります。その額が 120 万円。それから、選挙公報の郵送料としまして 9,000 世帯と見まして 130 万円の 250 万円。次の保険料ですけれども、これはポスター掲示場に係る保険料です。ポスター掲示場が風などに飛ばされたときに人や物に害を与えた場合の保険料としまして、1 ヲ所当たり 460 円の 215 ヲ所で 9 万 9,000 円です。

次の 61 ページですけれども、委託料、ポスター掲示板作成・設置・保守・撤去業務委託料として 215 ヲ所の区画数が 48 区画で 740 万円。次の啓発看板作成委託料ですが、これは市内 9 ヲ所に設置する予定です。

それから、14 節使用料及び賃借料 517 万 9,000 円ですけれども、これも公費負担の分としまして、自動車の借り上げした場合に、1 万 5,300 円掛ける 7 日間の 48 人分としまして 514 万円であります。

次の 4 目の農業委員会委員選挙費ですけれども、これは議案第 22 号と関連しまして、3 選挙区 18 人の定数、それから投票所が 13 ヲ所の予算を組んでおります。個々の説明は省略いたします。

次の 62 ページは、廃目ですからありません。

次に、63 ページの 2 款 6 項の監査委員費ですけれども、これについても監査委員の 2 名の報酬と費用弁償が主なものです。

以上です。

議長（榊原均君） 次に、議案第 67 号から議案第 70 号までについて市民部長から補足説明を求めます。市民部長。

市民部長（笹森和雄君） それでは、議案第 67 号国保特会の補足説明をいたします。

192 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目の医療給付費の現年度課税分でありますけれども、これにつきましては、仁賀保と金浦は収納率 95%、象潟は 93%で計上しております。それから、2 節の介護納付金につきましては、仁賀保と金浦は 95%、象潟は 91%で収納率を算定しているところでございます。

それから、2目1節の退職の医療給付費の現年度課税分ですが、これは旧3地区とも97%で算定しております。介護納付金につきましても収納率97%、過去5年間の収納率を勘案しておりますのでございます。

それから、193ページ、4款1項1目の療養給付費等負担金であります。これは18年度につきましても、療給の34%を算定しているところでございます。

それから、194ページをお開きください。4款2項1目1節の財政調整交付金でございますが、普通調整交付金を1億3,271万1,000円、それから特別財政調整交付金、これが1,200万円を見込んでおるものでございます。

それから、195ページですが、9款1項1目1節一般会計繰入金ですが、これは保険基盤安定繰入金1億2,247万2,000円、それから財政安定化支援事業繰入金2,520万6,000円、それから福祉医療高額に係る繰入金として260万1,000円、それから助産費600万円、その他職員給与費に係る繰入金として990万1,000円を見ております。

それから、歳出でございます。199ページをお開きください。これにつきましては、これまでの実績等から、仁賀保分は100.19%、金浦分は103.58%、象潟分は100.1%と算定しております。

また、2目19節の退職のほうですが、これにつきましては、仁賀保分が同じく100.19%、金浦分は100.53%、象潟分は100.21%と見ております。

次、201ページ、3款1項1目19節の負担金5億6,000万円ですが、これは老人保健医療費拠出金の見込額でありまして、仁賀保分が2億円、金浦分が1億円、象潟分が2億6,000万円を見込んでおるものでございます。

歳出については以上でございます。

それから、各3町ごとの予算状況につきましては、お手元の資料を参考にさせていただきたいと思っております。

続きまして、議案第68号国保特会の施設勘定予算でございますが、これは診療所の予算でございますが、いずれ通常の診療に要する経費のみを計上いたしまして、昨年は施設整備のための工事費等がありましたけれども、18年度につきましては、通常の診療のための予算規模となっております。

それから、続きまして、議案第69号老人保健特会の予算でございますが、226ページの歳入から御説明いたします。

1款1項1目1節の医療費交付金の現年度分17億2,240万2,000円は、診療報酬支払基金からの交付見込額であります。交付負担割合につきましては、3月から9月診療分は100分の54、10月から2月診療分は12分の6と算定しております。

それから、2款1項1目1節の医療費負担金10億117万8,000円ですが、これも同じように公費負担割合の段階的引き上げに伴いまして、3月から9月までの診療分につきましては600分の184、10月から2月診療分は12分の4と算定しているところでございます。

それから、228ページ、歳出でございます。1款1項1目19節の負担金31億8,993万円は、医療給付費の見込額であります。平成16年実績と平成17年度の推計から、平均被保険者4,442人、平均医療費の伸び率1.05と見て算定しているものでございます。

以上で老保会計に伴う補足説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 70 号簡易水道特別会計予算の補足説明でございます。

簡水につきましても、例年と変わらない事業なわけでございますけれども、238 ページ、歳入、4 款 1 項 1 目一般会計繰入金の 1 節一般会計繰入金でございますけれども、これは起債償還分と職員給与費の相当分であります。

また、6 款 2 項 1 目の雑入は、洗釜地区、砂山地区の農集排事業による水道管の入れかえ工事に伴う補償金が主なものであります。

それから、239 ページ、7 款 1 項 1 目 1 節の簡易水道事業債でございますが、これにつきましても洗釜地区、砂山地区の水道管入れかえ工事に伴う起債でございます。

続いて、歳出についてであります。241 ページ、15 節工事請負費でございますが、これも先ほど申し上げましたとおり、同地区の水道管の入れかえ工事費でございます。

それから、2 款 1 項 1 目の元金 23 節の償還金利子及び割引料でございますけれども、これにつきましては、象潟地区、仁賀保地区の地方債の元金償還分であります。

以上で簡水の補足説明とさせていただきます。

議長（榊原均君） 次に、議案第 71 号から議案第 73 号までについて産業建設部長から補足説明を求めます。産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） 247 ページ、議案第 71 号平成 18 年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について御説明をいたします。

255 ページをお開き願います。2、歳入、1 項負担金 1 目の受益者負担金でございます。本年度は当初予算として 1,550 万円を見込んでおります。

1 目の下水道使用料でございますが、現年度分としまして、一般家庭 3,770 戸、商店や工場が 200 件ということで、合わせまして 1 億 6,639 万 8,000 円を計上してございます。

国庫補助金でございます。処理場の建設、中継ポンプ場の建設については 55%の補助金、面整備工事については事業費の 50%ということで計上してございます。

一般会計の繰入金といたしましては、都市計画総務費からの繰り入れであります。

256 ページの一番下になりますけれども、7 款 1 項 1 目の下水道事業債でございます。補助対象分としましては、起債充当が 90%、単独事業分としまして 95%ということで、6 億 5,210 万円を計上してございます。

3 の歳出でございます。一般管理費 8 節の報償費でございます。125 万 4,000 円でありまして、120 件の 1 万 450 円ということで 125 万 4,000 円を計上してございます。

それから、13 節の委託料、下水道台帳作成委託料 1,000 万円でありまして、幹線の位置、マンホールの位置、汚水枠の位置、深さ、勾配などの管理のための図面表示台帳の作成費用でございます。

258 ページ、2 目の管渠管理費でございます。11 節の光熱水費 1,350 万円でありまして、これは管内のマンホールポンプ場電気料の 56 ヲ所、それから金浦中継ポンプ場の電気料、それから水道などの光熱水費でございます。

3 目の笹森クリーンセンター費でございます。259 ページの 13 節委託料でございますが、5,463

万6,000円であります。処理場の維持管理の委託料、脱水、汚泥、運搬処分の委託料、水質分析業務とか、そのようなものが5,463万6,000円となっております。

2款1項1目公共下水道事業費でございます。14億5,145万円の予算でございます。財源内訳としまして、国の補助金が6億8,680万円、起債が6億5,210万円、先ほどの受益者の負担金が1,550万円、一般財源の繰り入れが9,705万円でございます。

次のページをお開き願います。13節の委託料12億3,456万1,000円でありますけれども、これは処理場の設計、建設工事の委託、さらにポンプ場3カ所の設計、4カ所のポンプ場の建設工事の委託、幹線面整備の設計委託料などが12億3,456万1,000円でございます。

15節の工事請負費につきましては、幹線工事鈴 - 芹田間500メートル、それから面整備として狐森地区、象潟の狐森地区が4.5ヘクタール、それから舗装の復旧などが1億1,190万円でございます。

3款1項の公債費でございます。償還金利子であります、平成4年度からの元金、それから4年度からの利子の償還金でございます。

4款の予備費といたしまして400万円を計上してございます。

続いて、議案第72号について御説明をいたします。

274ページ、275ページをお開き願います。2の歳入であります。1目の農業集落排水事業費負担金です。仁賀保地区における新しく接続する場合の負担金でございます。120万円の35%負担ということで42万円を計上しております。

それから、2項分担金でございます。農業集落排水事業費分担金、これは上浜中央地区が事業実施でまだ5年済みの分担金でございます。570戸の2万円ということで1,140万円計上しております。

それから、使用料でございます。施設使用料5,850万円ですが、これ、仁賀保地区に係る使用料でありまして、1,125戸分の使用料でございます。下水道使用料につきましては、金浦地区と象潟地区の下水道使用料でございます。

次のページの繰入金でございます。これは農村整備総務費からの繰入金、2億3,624万8,000円でございます。

276ページ、市債でございます。上浜中央地区に係る市債でございます。

歳入は以上でございます、次に、歳出でございます。1目の一般管理費でありますけれども、次のページをお開き願います。278ページの下の方、積立金であります。農業集落排水事業起債償還基金積立金であります。これは前年度事業に係る県の補助金10%相当額に当該年度に係る起債償還の利息等を差し引いたものを積立金とするものであります。

2款の事業費1目下水道事業費でございます。13節の委託料であります、上浜中央地区の管路、水道施設の実施設設計の委託料でございます。

280ページをお開き願います。15節の工事請負費でございます。これは下水道関係は大砂川というところ、砂山、洗釜地区の下水管路工、中継ポンプ、それから国道の推進、それから水道関係につきましても、配水池2カ所、水道管工が1,000メートル、それから配水施設の整備といったもの

が5億700万円として初計上しております。

3款1項の公債費でございます。2億5,643万8,000円の償還金となっております。

予備費でございます。100万円を計上しております。

集落排水事業特別会計については以上のとおりでございます。

続いて、議案第73号について御説明をいたします。

285ページでございます。これは烏海山の鉾立地区にあります国民健康保養センター稲倉山荘などの施設整備に係る特別会計でありまして、歳入は基金からの繰入金が多なもので、歳出は稲倉山荘の建物の共済保険料1万2,000円と予備費の存置目だけでございます。

以上で説明を終わります。

議長（榊原均君） 次に、議案第74号及び議案第75号についてガス水道局長から補足説明を求めます。ガス水道局長。

ガス水道局長（宮崎俊雄君） それでは、議案第74号平成18年度にかほ市ガス事業会計予算の補足説明を申し上げます。

予算書の10ページをごらんください。4条関係の予算ですが、資本的収入及び支出の第1款1項建設改良費1目の拡張改良費31節工事請負費ですが、1億2,125万円になっておりますが、これは公共下水道等の関連のガス管の入れかえ工事、それからガスホルダーの廃止工事、ガス井戸の廃止工事等であります。

同じく3項開発費の1目熱量変更開発費23節の委託作業費でございます。2億9,200万円になっておりますが、これは熱量変更事業等に係る委託作業要員のための人件費等であります。

ガス会計は以上でございます。

続きまして、議案第75号平成18年度にかほ市水道事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

予算書の30ページをお開き願いたいと思います。3条関係の予算でございますけれども、収益的収入及び支出のほうですが、1項の営業費用5目の総掛費19節の委託料、この759万円の中には、新市のこの後の給水計画の見直しということで、その委託料を見込んでおります。

それから、予算書の32ページをお開きいただきたいと思います。1款の資本的収入の負担金、工事負担金等は、公共下水道に伴う工事の管の移設補償でございます。あわせて、寒沢川の河川改修に伴う排水管の入れかえ工事の補償金を見ております。

それから、3項の補助金1目の補助金1節の国庫補助金は、簡易水道統合整備事業をやっておりますが、その補助、それから老朽管の更新事業の補助金等を見ております。

それから、予算書の33ページをお開き願いたいと思います。資本的収入及び支出、4条予算の関係ですが、その1款の資本的支出のほうですが、36節工事請負費3億2,000万円、これは老朽管、それから中島台にあります浄水場のろ過剤の砂の入れかえ、それから簡易水道統合整備事業のその工事、それから畑排水場の建設工事、それから井戸さらい等の工事であります。

水道関係は以上でございます。

議長（榊原均君） これで提案理由の説明を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。

午後 6 時 15 分 散 会